

## 平成24年第2回嵐山町議会定例会

---

### 議 事 日 程 （第2号）

6月8日（金）午前1

0時開議

#### 日程第 1 一般質問

第3番議員 佐久間 孝 光 議員

第6番議員 畠 山 美 幸 議員

第4番議員 青 柳 賢 治 議員

第2番議員 大 野 敏 行 議員

第11番議員 安 藤 欣 男 議員

---

#### ○出席議員（14名）

1番 森 一 人 議員

2番 大 野 敏 行 議員

3番 佐久間 孝 光 議員

4番 青 柳 賢 治 議員

5番 小 林 朝 光 議員

6番 畠 山 美 幸 議員

7番 吉 場 道 雄 議員

8番 河 井 勝 久 議員

9番 川 口 浩 史 議員

10番 清 水 正 之 議員

11番 安藤 欣男 議員

12番 松本 美子 議員

13番 渋谷 登美子 議員

14番 長島 邦夫 議員

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

|   |   |   |   |   |    |
|---|---|---|---|---|----|
| 書 | 記 | 岡 | 野 | 富 | 春  |
| 書 | 記 | 久 | 保 | か | おり |
| 書 | 記 | 金 | 子 | 美 | 都  |

---

○説明のための出席者

|   |   |   |   |          |
|---|---|---|---|----------|
| 岩 | 澤 | 勝 | 町 | 長        |
| 高 | 橋 | 兼 | 次 | 副町長      |
| 井 | 上 | 裕 | 美 | 総務課長     |
| 中 | 嶋 | 秀 | 雄 | 地域支援課長   |
| 中 | 西 | 敏 | 雄 | 税務課長     |
| 新 | 井 | 益 | 男 | 町民課長     |
| 岩 | 澤 | 浩 | 子 | 健康いきいき課長 |

|   |   |     |            |
|---|---|-----|------------|
| 青 | 木 | 務   | 長寿生きがい課長   |
| 大 | 塚 | 晃   | 文化スポーツ課長   |
| 簾 | 藤 | 賢 治 | 環境農政課長     |
| 木 | 村 | 一 夫 | 企業支援課長     |
| 田 | 邊 | 淑 宏 | まちづくり整備課長  |
| 大 | 澤 | 雄 二 | 上下水道課長     |
| 田 | 幡 | 幸 信 | 会計管理者兼会計課長 |
| 加 | 藤 | 信 幸 | 教 育 長      |
| 内 | 田 | 勝   | 教育委員会こども課長 |
| 簾 | 藤 | 賢 治 | 農業委員会事務局長  |
|   |   |     | 環境農政課長兼務   |

---

### ◎開議の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員でありますので、平成 24 年嵐山町議会第2  
回定例会第2日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

## ◎諸般の報告

○長島邦夫議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

---

## ◎一般質問

○長島邦夫議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

---

### ◇ 佐久間 孝 光 議 員

○長島邦夫議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号3番、佐久間孝光議員。

初めに、質問事項1の松屋フーズ訴訟問題について、どうぞ。

### 〔3番 佐久間孝光議員一般質問席登壇〕

○3番(佐久間孝光議員) おはようございます。議席番号3番、佐久間孝光。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、質問に入る前に、今年の第1回の定例会におきましてむさし嵐丸の活用をお願いをいたしました。新年度早々、学校のほうに出向いていただきまして、大変多くの児童生徒を出迎えていただいたり、また町の諸

行事にはどんどん出てきていただいて、中には大変暑い日もあったのでありますけれども、多くの町民の方に喜びをいただきましたこと、まずもって心より感謝申し上げたいと思います。

きょう、私も着させていただいたのですけれども、この嵐丸のシャツですけれどもも、商工会のほうでは商業部のほうが同じようなこういった製品をつくって販売も始めました。また、あと議会だよりのほうには、読者のほうからぜひお姫様もつくってほしいというような要望もありました。もちろん、これはすぐにということにはいかないと思うのですけれども、2年後、3年後、誕生するのも楽しみに私自身も思っております。

〔何事か言う人あり〕

○長島邦夫議長 お静かに。

○3番(佐久間孝光議員) それで、あと、また会によっては、高齢者の方々が中心になっている会もございますので、そういった会は、なかなか着ぐるみだけだと中に入る方がいないので、その辺のところで少し悩みがあるので、すよというようなお話もありましたので、それに対しては、すぐに全部が全部、職員の方が対応するというようなことはなかなか難しいのかなというふうに思っておりますけれども、その中で、町民の中に、私、ぜひ着ぐるみに入りたいというような方もいるかもしれませんので、ぜひ、そういった方も少しずつ育成をすることによって、ますます幅広い活用、そしてまた雇用の創出、そしてまた職員の方が自分自身の職務にしっかりと専念をできる、そういっ

た体制をつくっていただきたいと思います。

それでは、大項目の1番、松屋フーズ訴訟問題について質問をさせていただきます。昨年、私も初めてこの問題に対して詳しく説明を受けました。そのときに、提出された申告書に忠実に基づいて課税をただけの町側が一方的に責任を問われて、そして間違っただけの申告書を提出した企業のほうには何のおとがめもないというような説明を受けたときに、私、何度聞いても納得のいかない思いがいたしました。しかしながら、裁判所のほうの判断は、やはり申告書というのはあくまでも課税の参考資料、基礎資料にすぎないのだというような経緯の中があったのかなというふうに思います。

そこで、ちょっともう一度経緯を確認させていただきたいと思うのですが、けれども。平成23年3月31日、808万4,900円、この中には還付加算金26万7,000円が含まれる。平成23年6月27日、4,195万7,500円、還付加算金548万5,100円、これは修正申告に基づいて処理をされたわけですが、けれども、ここまでは地方税法によって処理をされ、その後、訴訟のほうに発展をしたわけでありまして、平成23年の8月25日、東京地方裁判所立川支部より訴状を受領。いろいろなやりとりがあった中、最終的に今年の3月、和解案を受け入れ、平成24年の6月末日、今月ですが、けれども、固定資産税1億2,767万7,700円、遅延損害金3,650万6,287円、弁護士費用638万3,885円、計1億7,056万7,872円を松屋フーズのほうに支払う予定であると。金額等、間違いがないか確認をさせていただき

たいと思います。

また、もちろんこういったことは二度と起こってはいけないと思いますので、それに対する対策をお伺いしたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは。小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

事実確認につきましては、議員さんの質問のとおり間違いございません。今回の損害賠償請求事件の金額1億7,056万7,872円につきましては、今回の議会において補正をさせていただき、6月末までに支払う予定になっております。

次に、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。償却資産の課税は、償却資産の所有者に毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。その申告書に基づき、2月、3月に入力作業を行い、4月に縦覧期間を設け、5月1日に納付書を発送しております。平成24年度分の申告件数は510件です。償却資産の種類は、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具器具及び備品の6種類で、今回の損害賠償請求事件では家屋と構築物が二重課税となっていたものです。税務課としては、申告書の税理士氏名欄に名前が記述してありましたので、税理士が作成した申告書に間違いがあるとは思っていません

でした。

今後の対応になりますが、償却資産の申告書を受領し、納付書の発送までの期間は3カ月しかありませんので、その期間は職員が確認及び調査する時間等ございません。そこで、毎年、申告書の提出依頼文を12月に発送しております。その際に、最新の減価償却費計算書の写しを申告書に添付していただくよう、ご協力のお願いをしていきます。また、確認及び調査するには納付書発送後となりますが、国税当局の資料、所得税の場合は青色申告決算書等、所得申告書の附属書類及び添付書類、法人税の場合は法人申告書の別表、附属明細書及び添付書類、これらと償却資産申告書、明細書の突合、また実地調査を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) それでは、小項目の②について再質問をさせていただきます。

この二重課税の問題でありますけれども、訴訟にまで発展をすると、そしてその中で国家賠償法が持ち出されるというケースが少なからず発生をしていると。今回の経緯をずっとたどっていくと、弁護士さんは果たして本当にこの国家賠償法のことを念頭にあって指示を出されたのかなということを、少し疑問を持たざるを得ないような点が幾つかありました。また、国家賠償法によって今回相手の主張がこのように認められたということは、職員の職



務上、通常尽くすべき注意義務を怠ったということも同時に認定をされてしまったということでもあります。しかしながら、今の説明もあったように、本当に専門家のきちっとした判こもあり、今までの慣例に従ってきちっと職務を遂行した、それにもかかわらず、そういった結果になってしまった。私は、怠ったのではなくて、その経緯において、本当に通常の業務の2倍、3倍大変な、精神的にも肉体的にもあったのかなというふうに考えております。

しかしながら、結果としてこうなってしまった、なぜなのだろうか。やはり、弁護士といえどもオールマイティーではありませんから、私は、少なくとも税務に関しては、もう少し幅の広い、そして専門的見地からしっかりと助言をいただけるような体制を築くということが急務であるというふうに考えておりますけれども、町長、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今回の件につきましては、大変失礼といえますか、行き届かなかった部分が結果として出てしまったということで、大変申しわけなく思っております。

その件ですけれども、この嵐山町のことが当然県のほうにもすぐ入ります。そして、事務連絡ということで、2月24日にはすぐ固定資産担当課長へ、各課長へ県の企画財政部の課長から、償却資産事務における留意点についてということですぐ事務連絡が発せられました。そして、庁内の市町村に

において、納税義務者から家屋と評価する部分を含めた償却資産書が提出をされ、そのまま課税したため二重課税が発生した事例がある。そして、課税庁側の確認が必要となっているということがあるのですが、納税義務者が申告をする償却資産を正確に把握しないまま申告をする場合があるので、ご注意くださいようにというのが、改めてこういうものが出されました。県から改めてこういうものが出るぐらいに、今まで、埼玉県もそうですけれども、そのほかのところでも通常的にこういう形で行われておりました。そして、償却資産の課税についてももう一度しっかり見直さなければいけないということで、先ほど課長答弁をさせていただきましたような状況で嵐山町は対応していきたいと考えております。

しかし、この期限が限られておりまして、専門家に見てもらうとか書類を見てもらうとかいう問題でなくて、提出をされた書類を現地に行って確認をする、このことが必要なのです。そのことが、実際問題として、嵐山町で24年度の申告分が510件ということでございます。これをこの短期間のところに見に行くというのは、嵐山町だけでなく大変不可能に近いことだというふうに思っております。ですので、これを何かカバーができないかということで、今話をさせていただいたような写しの申告書を添付していただくとか、前回のですね、そんなようなことをやって。それと、誤りが出そうなものというのは、今課長のほうから話がありましたように、機械、器具、船舶、航空機とかいろいろ申しましたけれども、家屋と構築物だけなのですね、間違えそうなも

のは。ですので、ここのところをしっかりとチェックを入れていけば、このようなことが起きないような体制がとれていくのではないかと。それと、もう一つ心配なのが、何としても手が足りない状況でありますので、現地に行って調査というのも、これも必要な部分というのは出てくると思うのです。ですので、手が足りない、職員の手間が足りないというようなところに対しては今後何らかの対応を考えていかざるを得ないかなというふうなことは考えております。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 今ご答弁をいただいた中にも、期限も限られている、そしてまた現地の確認、例えば今回の企業さん一つとっても、大変大きな工場でありますので、それを現地確認というのはなかなか難しいということも現実問題としてあります。

ただ、1つ、5月31日のこれは日経新聞の記事でありますけれども、この記事によると、工場など固定資産の減価償却の会計処理を定率法から定額法に変更する企業が相次いでいると、これは海外での一般的な会計処理に統一するねらいがあるというふうにありますけれども、この会計処理をちょっといじることによって、ホンダの場合には400億円の増益を見込んでいるというような記事がございました。企業もだんだんグローバル化を進める中で、そしてまた社会状況が刻々と変化していく中で、個々の価値観というものがどんどん多様化していく、そして、今までは本当に話し合いで解決できたものが、お互いの妥協点を見出すことができないで訴訟にまで発展を

していく、いわゆる訴訟時代というものが私はもう既に日本にも訪れていると、到来をしているというふうに考えております。

今回の例えば弁護士の費用に関しましても、先方に支払うのが 638 万 3,885 円、そしてそれとは別に、我々の顧問弁護士に対しても着手金として 357 万、約 1,000 万円という大変高額な費用がかかるわけでございます。今後ますます多様化、高度化、専門化していく、そういったことが容易に予見できる現在でありますので、私は、職員の努力は本当に正当に評価される、また町民からお預かりした税金が建設的な目的のために使われることを目指して万全な対策をとっていただきたいと思います。これは私からの要望でございますので、答弁は結構でございます。

それでは、第2項目、大項目の2番、岩澤町長の政治心情についてお尋ねをさせていただきたいと思います。少子高齢化、厳しい財政状況、国政の迷走等、地方行政の運営はかつてないほど大変難しい時代を迎えているということは私自身も痛感をいたしております。しかし、そのような状況下だからこそ、政治家としての志あるいは信念というものが大きく問われる時代になったのかなというふうに思います。

これは今年の1月29日の読売新聞の記事でございますけれども、書いたのはイギリスの前の駐日大使、グレアム・フライという方でございますけれども、その冒頭に、普通の政治家は次の選挙を考え、真の指導者は次の世代を考える。普通の政治家は次の選挙を考え、真の指導者は次の世代を

考える。これは 19 世紀のアメリカの牧師の言葉でありますけれども、その言葉を冒頭にして、少なくとも先進国においては有権者は高齢化して、そして高齢者ほど投票率も高い傾向にある。政治家の人たちも、専ら高齢者に目を向けるのは当然の成り行きであろうと。しかしながら、そういった方向性で進んでいけば、社会的な制度というものは当然崩壊せざるを得ないというように警鐘を鳴らす内容の文章でありますけれども、そういった状況を踏まえて、岩澤町長、今後の行財政運営に対する方向性、そしてまた決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

2期目がこの8月で終了いたします。私は、平成 16 年9月に嵐山町長としてお世話になりました。まず手始めに行いましたことが、行財政の改革を行わせていただきました。10 月に嵐山町の行政改革の方針を策定いたしました。9月に町長に就任して、10 月にこれをつくるのは大変忙しい話で、大変な思いがいたしました。嵐山町の発展と町民福祉の向上、その1点を心魂に据えて、清潔、公平、平等、これを基本理念として行財政改革を断行してまいりました。すべての方とともに、地域経営、このまちづくりを行うことといたしまして、安全、安心や健康づくりの事業も重点的に行ってまいりました。

2期目の平成 20 年度からは、「好きです！嵐山 だれもが言えるまちづ

くり」ということで、21 項目にわたる事業を提示し、スタートをさせていただきました。そして 23 年度からは、地域経営をさらに前面に押し出しました新たな第5次総合振興計画を策定させていただき、「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」、これを将来像といたしまして、全員参加のまちづくりを目指すことといたしました。施設の老朽化に伴い、町立嵐山幼稚園、給食センターの整備、これらを行いました。特に学校施設には力を入れて、菅谷小学校の木質化、これをはじめといたしまして、体育館の建て替え、耐震化等々を行ってまいりました。菅谷地区をはじめといたしました道路、これにつきましても、通学路の安全を確保するため、歩道整備を行ってまいりました。耐震化と地域経営の活性化のため、住宅リフォーム制度も行いました。環境保全のため、太陽光発電や生ごみ処理機への助成、そして今年度はPFI方式による市町村型合併浄化槽整備事業、これも始めさせていただきました。

これらをやらせていただいてまいりましたが、今後の行財政方針に対する方向性ということでございますけれども、喫緊の課題においては迅速かつ的確に対応する、これまでの方向性と変わりはありません。その基本的な姿勢のもとで町民福祉の向上を目指し、人口動態の動向、これを見据え、嵐山町総合振興計画に掲げた「心の通いあうまち らんざん」、これを実現するため、持続可能な財政運営を行っていく所存であります。

決意との質問でございますが、引き続き、町民福祉の向上、この1点を

心魂に傾注をいたしまして、誠実に一步一步、愚直に自然と歴史豊かな嵐山町のまちづくりに身を挺する覚悟で臨みたいと思います。

そして、政治家の範たるお話がございました。次の政治を考えないで、次世代を考えるのが政治家だという話がございました。しかし、残念ながら、今どうということではありませんが、私も含めて、ポピュリズム、この流れにばらまきと言われるようなことが行われつつあります。そういうことがないように、嵐山町では、しっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。それには、政治を行うのにはしっかりした哲学を持って臨んでいきたいというふうに思っております。

申すまでもありませんが、前回の一般質問でも議員さんから質問がありました子供医療費の窓口払い、これらについても、どこでも周りのところはすべて無料化をしています。しかし、嵐山町のために、町民のためにはそうしないほうがよかろうということで、説得に説得を重ねて、そしてご理解をいただく人が多くなって、そして嵐山町だけは引き続いて窓口で払っていただく、そういう考え方のもとでやらせてきていただいております。これからも、しっかりした考え方を持って嵐山町政に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○長島邦夫議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 今町長のほうから、持続可能な運営、そしてまた大衆の迎合にならないようにしっかりと肝心なところは締めていくと、考え

ていくというような大変心強いお言葉をいただきました。私も議会人の一人として、その思いをしっかりと、また正しく町民の方々に伝わるように汗をかいてまいりたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

---

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○長島邦夫議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号6番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の子供の安全対策について、どうぞ。

〔6番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○6番(畠山美幸議員) 議席番号6番、公明党、畠山美幸。議長のご指名がございましたので、一般質問を始めさせていただきます。今回、通告書に大きな項目で5項目を質問させていただきます。あと、クールビズということで、軽装にて失礼いたします。

大項目1番から、子供の安全対策について。京都、愛知、千葉、大阪などで小学生が巻き込まれる大きな交通事故が相次いでいます。事故の報道を見るにつけ、どうしてこんなにも痛ましい事故が次から次へと続いてしまうのか、心が痛みました。きちんと子供たちは交通ルールを守っていたにもかかわらず、事故を起こした側は、朝まで寝ないで遊んでいた、ぼうっとしてい



たなど理不尽なことを言って、悲惨な事故に憤りを感じるとともに無気力な気持ちにされました。このような事故に子供たちが巻き込まれることのないようにするためにお伺いします。

(1)、各学校の安全点検で今回出された箇所と今後の対応は。

(2)、歩道の整備の進捗は。

(3)、学校の安全教育は。

(4)、登校時、交通指導員の方が立っているところは何カ所ですか。

よろしくお願いします。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

通学路の安全点検につきましては、PTAと教職員が協力し、毎年実施しているところですが、本年4月の京都で発生しました交通事故を受け、通学路の安全確認と交通事故防止の指導について各学校に指示をしたところでございます。各小中学校では、この指示を受けまして点検を実施した結果、危険と思われる箇所が7カ所ございました。その後の対応につきましては、通学路を変更した箇所が1カ所、今月になって対応済みが1カ所、町に要望書を提出し、既に回答済みが3カ所、町に要望書を提出するか検討中が2カ所ございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目(2)について、田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 それでは、質問項目の1の(2)についてお答えいたします。

現在、歩道の設置状況でございますが、幹線道路の1級町道では、道路延長32.0キロメートルのうち道路延長で17.5キロに歩道が設置されておりまして、54.7%でございます。2級町道では、道路延長28.4キロメートルのうち5.8キロメートルに歩道が設置されておりまして、20.4%でございます。1、2級町道以外のその他の道路におきましては、道路延長375.3キロメートルのうち6.5キロメートルに歩道が設置されておりまして、1.7%でございます。全体延長で見ますと、総延長435.7キロメートルのうち歩道が設置されている延長が29.8キロメートルで、6.8%になります。また、改良済みの道路で見ますと、道路延長が209.9キロメートルでございまして、そのうち歩道が設置されている延長が29.8キロメートルでございますので、14.2%でございます。

現在実施している歩道設備の事業の整備状況でございますが、旧まちづくり交付金事業で整備を行っておりまして、嵐山中央地区は4路線で5カ所を計画し、現在4カ所の整備が完了し、残りの1路線につきましては引き続き今年度実施します。嵐山北部地区では3路線を計画しておりまして、1路線が施工中で、残りの2路線につきましては今年度実施する予定でござ

います。

以上で答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目(3)について、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 質問項目1の(3)、学校の安全教育についてお答えいたします。

畠山議員さんから、第1回定例会においては、小中学校などの交通安全教育の現状についてお尋ねがあり、現状をお答えいたしました。ご質問の学校の安全教育、これにつきましては、自分や他の生命を尊重し、危険を予測し、事前に備えるなど、日常生活を安全に保つために必要なことを理解し、進んで決まりを守り、危険を回避し、安全に行動ができる能力や態度を育てること、これを目標として指導を行っております。具体的な指導に当たっては、家庭や地域、関係機関などとの連携を図っております。

安全教育は、生活安全、交通安全、災害安全、この3つの領域で年間の指導計画に基づいて実施しておりますが、昨年の大震災をはじめ、お話のような大きな事故や事件が発生したときは随時指導を行っております。議員さんがお話しのように、学校での安全教育、指導をしっかり行い、子供たちがきちんとルールを守って行動しても、命を脅かす危機的な状況は、いつ、どこで、どんな状況で発生するか予測がつかないことがございます。状況を主体的に判断して、危険を回避し、安全な行動がとれるよう、児童生徒の発達段階を踏まえ、安全教育のより一層の充実を進めることが何よりも大切

であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目(4)について、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 質問項目1の(4)についてお答えをさせていただきます。

児童生徒の通学時の交通安全を推進するために、現在7カ所の交差点において交通指導員を設置しております。具体的な場所といたしましては、県道深谷－嵐山線の吉田地区内、七郷小学校入り口の交差点、県道深谷－嵐山線越畑の交差点、県道深谷－嵐山線、広野地内花見台工業団地入り口の交差点、県道菅谷－寄居線、栄田歯科医院さん付近の交差点、県道深谷－嵐山線、有限会社島屋商事さん前の交差点、旧国道254号線、中島屋別館北側の交差点、旧国道254号線、武蔵嵐山駅入り口の交差点でございます。小学校区別といたしましては、七郷小学校区内が3カ所、志賀小学校区内が1カ所、菅谷小学校区内が3カ所となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 順次再質問をさせていただきます。場合によっては、1番、2番が一緒になってしまったり、2番、4番が一緒になって質問してしまったりするところもあるのですが.....

○長島邦夫議長 一緒にするのは構いませんけれども、飛んでいきますと、

そこは抜かしたということにしますので。お願いいたします。

○6番(畠山美幸議員) 2番、4番になったときに、3番も聞きたいのですけれども、どうしたらいいですか。

○長島邦夫議長 なるべくそこに集中して聞いていただいて、そこもかかわるかもしれませんと前もって言っていただいて、重点的にそこを聞いていただければと思いますが。

○6番(畠山美幸議員) わかりました。

では、(1)番につきまして再質問をさせていただきたいと思います。先ほど通学路を変更した箇所が1カ所、今月になって対応済みが1カ所、町に要望書を提出し、既に回答済みが3カ所、町に要望書を提出するか検討中が2カ所とございましたけれども、詳しく、もしお答えいただければ教えていただきたいのですが。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、お答えいたします。

まず、通学路を変更した箇所ですけれども、この場所につきましては、志賀2区内で以前火災が発生しました。その火災の発生によりまして歩道が通れなくなっている箇所がございます。そういった関係で通学路を変更した箇所が1カ所ございます。

それから、今月になって対応済みの箇所1カ所につきましては、菅谷小

学校と菅谷中学校の間の道路で、富岡工業所から花友の交差点までがスクールゾーンとなっております。富岡工業所の前にスクールゾーンの路面標示が要望として出ていました。今月になって路面標示が完了いたしました。

それから、町に要望書を提出し、既に回答済みが3カ所でございますが、立て看板の設置の要望が2カ所、勝田地区と越畑地区でございます。それから、県道の深谷―嵐山線の吉田の新沼付近のガードレールの修繕というのがございます。それが1カ所です。

それから、町に要望書を提出するか検討中が2カ所という、これにつきましては、大妻嵐山の南側道路とB&Gから来た道路の交差点がありますけれども、こちらに信号機の設置をお願いしたいということだそうです。それについては、要望するかどうかまだ検討中ということ。もう一つは、埼玉縣信用金庫わきの交差点に信号待ちする際の待機場所の設置ということです。こちらにつきましても、今埼玉縣信用金庫前の道路の改修工事が予定されておりますけれども、そういうこともございまして、要望するかどうか検討中ということでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) (2)で通学路の整備前倒しということで、5月23日、埼玉新聞とうちは読売新聞しかとっていませんので、この2社のほうで載っていたところがあるのですけれども、県は昨年度、学校関係者や保護者らを

対象にした通学路の安全点検を実施。さいたま市を除く県内の保育、幼稚園、小中学校、高校など 2,632 校の通学路の安全性を歩行者の目線から総点検してもらった結果、国や県、市町村管理道路全体で 8,800 件に上る危険箇所の指摘や改善要望が寄せられ、関係機関で改善整備を必要とする 4,036 件を絞り込んだ。そのうち、県管理道路は 731 件、694 カ所、当初はこれを5年間で計画をしていたと。しかし、この事故発生を受けて、12 年度中に7割に当たる 488 カ所を整備して、翌 13 年も 137 カ所にふやし、2年間で全体の9割を終わらせる計画があるという新聞報道がございました。

これは、(1)、(2)と質問に絡むところだと思うのですけれども、対象ガードレールや標識、照明灯の設置、区画線や路面標示の整備など、これをとにかく前倒しでやるのだよという記事がございまして、ここに対象になっているような箇所は嵐山町にはありますでしょうか。今回のこの対象になっているところは。

○長島邦夫議長 内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、お答えします。

今ご質問にあった調査というのは、5年に1度実施しております通学路の安全総点検というのがございます。昨年実施いたしました。その中で、今月になって対応済みというスクールゾーンの路面標示、こちらにつきましては通学路の安全総点検のときに要望として上がっていたものでございます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) では、対応済みが1カ所、さっき路面のスクールゾーンのところ、きのうちよつと通って見てきたのですけれども、スクールゾーンとは書いていなくて、何だっけ書いてあったかな、ちょっと忘れてしまったのですけれども、書いてありました、2カ所に。それが今月になって対応していただいたところなののですけれども、ほかに出たところで予定になっているところはありませんでしょうか。

○長島邦夫議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えいたします。

先ほどの件なののですけれども、2期の通学路の整備計画ということで、19年度から5年間ということで23年度まで実施しておりました。嵐山町におきましては、71カ所該当させまして、そのうちの59カ所が完了したということになります。それで、第3期ということで24年度からスタートするわけがございますけれども、ここにつきましては、12カ所積み残しがございますので、それを含めて、そのほかに4カ所、今後整備していこうということで考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) わかりました。では、あと、さっき12カ所残っているというところで、詳しい話はいいです。

次に、また通学路の整備のことで、県はカーナビゲーションの走行データ



を使って歩道のない通学路を分析しているが、分析対象に整備予定の 694  
カ所も加え、分析の結果、運転者が急ブレーキをよく踏むところなど危険な  
箇所では道路を赤く舗装したり、交通指導員を配置したりするなどの追加策  
を行うということで、これはちょっと、(2)、(4)とかかってくると思うのですけ  
れども、やはりしょっちゅう急ブレーキをかけているような箇所というのが多  
分七郷のほうとかにあると思われるのですけれども、そういう箇所を例えば  
赤く舗装するとか、そういうような内容とか何か出てはいなかったでしょうか。

そして、あと交通指導員も、先ほど中嶋課長のほうから7カ所に今指導  
員さんがついていらっしゃるということで、中には、危ない箇所でも、今本当  
に、町長のさっきのお話にありましたけれども、地域ボランティアの方が取り  
組んでくださっているおかげで、朝なんかも、指導員さん以外の方も本当に  
熱心に子供たちの見守りをしていただいています。しかしながら、本当に皆  
さん、厚意でそういうふうにしていただいている中に、もし万が一、交通事故  
に巻き込まれてしまったときのボランティアさんの気持ちになったときに、自  
分がついていながらどうしてそういうことに、なっていないのですけれども、なっ  
たらどれだけ気落ちするのかなということを考えますと、やはり、今ボランテ  
ィアさんがついているから、あそこは指導員さんはつけなくていいのだよとい  
うのではなくて、やはり危険なところであれば指導員さんをつけ、それで、ま  
してや、なおボランティアの方もついているというのならわかるのですけれど  
も、そういった危険な箇所はないのでしょうか。今、2つ.....

○長島邦夫議長 2つですね、今。

○6番(畠山美幸議員) ええ、あるのですけれども、よろしく願いいたします。

○長島邦夫議長 一問一答なので、1問ずつ……。

○6番(畠山美幸議員) 一問一答ですけれども、ちょっと絡んでいるもので、すみません。

○長島邦夫議長 では、最初に答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 12カ所の内訳でございますけれども、私のほうで今調べたのが、歩道の関係しかちょっと調べていなかったのです。ただ、路面標示だとか視線誘導標だとか、そういうものにつきましては、要望がございましたら、地域支援のほうと協力し合って、この辺は危険だろうか、そういう判断のもとに警察のほうと協議させてもらいながら設置しているというような状況でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、通学路の安全点検ということでございますが、全体的に今議員さんがお話しいただきましたとおり、嵐山町の通学路につきましては、本当に、

交通指導員さんだけではなくて、ボランティアのパトロールの皆様方が、登校時あるいは帰りの時間帯、そういったところについても非常に、一緒に登校していただいたり、帰りも一緒に交差点を渡っていただいたりということでご協力をいただいております、大変ありがたく感じております。

交通安全の対策については、今こども課のほうからお話がございましたように、毎年、PTAや学校等が中心となって、通学路の総点検というか、点検をしていただいて、そこで気がつかれたこと、そういったことは町に要望という形で出していただいております。それから、地域からも、非常にやはり通学路については、その地域地域でも、区長さんを中心に、ふだんパトロールをしていただいたり、そういった中での気がついたところを、またそちらからも要望という形で出していただいておりますということで、全体的にさまざまな形で点検がされて、なおかつそういった要望が出されてくるというのが実態でございます。

そういった中で、交通指導員の基準というか設置につきましても、そういった要望を町がどのような形で対応しておるかといいますと、そういった要望が出されてまいりますと、今ではいいでしょうか、警察も含めて、町ではそれぞれの担当課と警察、そして場合によってはその地区の区長さん、あるいは学校の関係の皆さんとも現地を確認させていただいて、交通の実態を、どういった危険状態であるか、どういった対策ができるかということを含めて一応回答させていただいているというのが実態でございます。例えば信

号機を、一番いいのは信号機をつけてもらいたいものだけれどもという話があっても、信号機の設置については相当数の要望箇所がございまして、小川警察署管内でも相当あります。それを県の公安委員会に上げていきますと、設置できる機数というのは非常に少ないということになります。そういった中で、要望の順位とするとかなり低くなってしまうというところもございまして、では信号機はつけられないから、つけられないという答えをしてしまえばそれまでなのですが、ではなくて、信号機が設置できなければ、では何ができるかということを含めて回答をさせていただく、あるいは協議をさせていただくという姿勢で対応してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) そうしましたら、(3)に戻ってしまうのですけれども、いいですか。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○6番(畠山美幸議員) (3)なのですけれども、子供に対しての教育というところで、本当にいろんな面で学校も安全指導をしていただいておりますが、先日、りそな銀行に用がありまして、ヒロノ時計店のところからりそな銀行に向かっていきましたところ、子供たちの下校時間にちょっとぶつかりまして、りそな銀行から駅のほうに子供が歩道を歩いて、よそ見をしながら歩いてそこを通ろうとしたときに、私の車に気がつかないで、後ろ向きになってふざけ

て渡ろうとしていたところで、えっと思ってびっくりして私は止まったのですけれども。本当に、子供たちというのはそうやってふざけながら帰ってきて、ましてや、あそこの道は新しくできた道でありますので、今までは何の危険もなくて通っていたところだったのが、道になってしまったがために、ちょっとここは危ないなと思って先日通ったところではございますが。

本当に今、この夏、クールビズで、ちょっと私もやっておりますが、昨年以上に節電ムードが予想されているところで、街灯や店舗の明かりなどがセーブされたり、また雨や曇りの日が、これから梅雨どきに入りまして事故が起こりやすい時期になってまいります。そういう中で、ある防犯会社さんのブログにあったのですけれども、やはり子供たちを、少しでも事故に巻き込まれる確率を減らすためにということで、なるべくガードレールのある道を歩きなさいとか、車が近づいてきたら立ち止まってやり過ごしなさいとか、本当は人が優先なのですけれども、今の世の中、忙しい人が通ったりすると、車をとにかく先に送って、その後、自分が通るのだよ。あと、周囲によく気を配る、後ろから来る車に注意しなさい。あと、挙動のおかしい車を見たら、安全な場所にすぐ退去しなさい。あと、友達とふざけたり、道に広がって歩いたりしない、こういうのは本当に学校側で指導はしていらっしゃると思うのですけれども。

あと、先ほども言ったように暗くなってくると、本当に今ウオーキングとかもはやっております、全部身支度が黒っぽい服装で、夕方になると、え

っ、人がいたのというぐらいの黒っぽい服装をしていらっしゃる方がいるのですけれども、やはり子供には、そういう暗くなる時間に帰ってくる子供、また梅雨どきなどの薄暗いときなどは明るい服をなるべく着せなさいとか、あと通学帽はきちんとかぶるのだよ、あとリフレクターを複数つけなさいと、これは反射板のことですかね、を複数つけなさい。中学生は、本当に、白のワイシャツと黒のズボンだったり、白のブラウスに紺のスカートだったりということでやはり目立ちにくくなっておりますので、先ほどのリフレクターなども複数つけるような対策などしていただいていると思うのですけれども、こういう内容をプラスしていただくというか、こういう指導をなお一層、こういう時期になりましたときには言っていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 いろいろご心配をいただいております。学校というのは安全教育を行う場で、ガードレールをつけたりとか、そういうことはいろいろ要望して、町のほうもこれまで担当課で努力していただきました。白い服をあれだとか身支度を云々というのは、本来親がやるべき部分と、学校が教育する部分とやっぱりすみ分けをしながら、先ほど答弁でありましたけれども、安全教育というのはいろいろな家庭だとか地域だとか関係機関と連携してというのは、まさにそれだと思います。

非常に、学校教育で登下校の安全はじめ、地域やあるいは日曜日や土曜日の家庭生活、そんなのを含めた安全というのは、まさにこれは家庭と親

が同時に、よちよち歩きのと時から、自転車に初めて乗り出したときから指導していくべきもので、そういう面では、学校でもこの4月、5月は、第1回の定例会でもお話ししたように、交通安全教室、幼稚園も含めて全部終わりました。学校でできること、どちらかというとなり防御的なことになります。でも、嵐山町は、本当に地域の人だとか議員さん含めて、いろんな場所で登下校のボランティアだとか、学校は学校で、ここ数年は集団の一斉下校、特に小学生は行方など、教員も出られるところは積極的に出て登下校を守っていると、そういう形であります。ですから、学校だけでも現在たくさんありますので、繰り返しますけれども、関係機関とか家庭とか地域とか、より一層連携してトータル的に安全教育をしっかりとしたいというふうな、先ほど答弁を申し上げたとおりです。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) では、2番に移らせていただきます。

緊急安心シート対策について。過去、平成20年、21年と2度にわたって、緊急安心シートについて質問をさせていただいております。緊急安心シート、今回ちょっとまた形が変わっていますけれども、例えば急に高齢者の方とかが倒れてしまって、救急車が来ても、自分が何の持病があるのか、服用している薬は何なのか、そういうものがわかればすぐに対応ができるのではないかと、ということで、こういうものを、2回目のときは冷蔵庫に入れておくのがいいのではないですかという提案はしたのですが、そういうのは消防

のほうで、比企広域になりますというお話でございましたので、それからどのような広域のほうでの進捗状況があるのかお伺いをしたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、質問項目2につきましてお答えをさせていただきます。

全国的な高齢化の進展とともに、本町におきましても高齢単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加している状況のもとで、救命救急活動要請の際に傷病者本人の情報をいち早く得ることが必要となってまいります。こうした情報につきましては、日ごろからみずから管理していただくことが大変重要であり、情報をあらかじめ整理しておくことによりまして緊急時にスムーズな対応が期待されるものであり、東日本大震災の影響もあってか、県内多くの自治体で取り組みがなされております。

以前ご質問をいただきました当時は具体的な検討までには至らなかったところでございますが、町では、こうした状況をかんがみ、比企広域全体での統一した導入に向け、まずは管内市町村の福祉担当で組織をいたします比企郡市厚生事務研究会におきまして、どのような情報について、またどのような手法で実施をするのかにつきまして、消防本部職員を交え、具体的な検討を始めたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。



○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 比企郡市厚生事務研究会においてと、今回ちょっとこの言葉を初めて聞いたところではございますが、ごめんなさい、勉強不足で。ここと消防本部とで連携をしてやっていく事業を展開していただけるということなのですか。もう一回、すみません。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。先ほどと重複するところがあるかとも思いますが、ご了承ください。

まず、比企郡市厚生事務研究会につきましては、いわゆる事務研究会でございまして、東松山をはじめ、東秩父を含めまして、管内市町村の事務担当者の集まりの会でございます。こういった研究会におきましては、それぞれの市町村で抱える課題につきまして、みんなで研究を図ってこういう趣旨のもとにつくっているものでございます。今回、この課題につきましては、各市町村でもそれぞれ問題意識を持っているということがございましたので、過去の経緯も踏まえて取り組んでいこうというようなことを始めたところでございます。この事業につきましては、市町村だけで検討するのではなく、当然これを使うのは消防の、救急の職員でございます。広域の消防本部の職員にもその会議にほうにも同席をいただきまして、一緒に検討しているというような内容でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) そうしましたら、先ほどの答弁に高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加している状況でということで、高齢者の方を対象のということになるのでしょうか。高齢者の方を対象に、これは進めていきますよということなののでしょうか。

○長島邦夫議長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

どういった方を対象にするかということにつきましては今後検討していくと、これは県内だけではなく、全国いろんなところで取り組みがなされております。各自治体の判断によって、その対象者というのは異なっております。多くは要援護者と言われる、ひとり暮らしの高齢者の方、高齢者夫婦だけの方あるいは障害をお持ちの方、こういった方を対象としていたり、あるいはこれは希望制をとっているところもあります。今後、そういった対象者をどうするか、その配布についてどうするか、そういったことについても検討していきたいと思います。

また、このシートにつきましては、やはりいざというときに正しい情報が迅速に消防職員が把握をできるという趣旨のもとにつくるものでございます。当然、正しい情報が伝わらなければいけないということは、一定期間ごとに情報を更新していく必要があるかと思えます。ですから、ただ単に、例えば

一度お配りをして、それでおしまいですよということでは、このもの自体が意味をなさないのかなと思います。ですから、どうやればきちんと更新ができるか、そういったことも踏まえて今後検討をしていくということになろうかと思います。

以上でございます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 大変な作業になると思いますけれども、ぜひともよろしく願いしたいと思います。

○長島邦夫議長 ここでちょっと休憩を入れますから。

一般質問の途中ですが、この際暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時59分

---

再 開 午前11時12分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

畠山議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項3の介護保険未使用の高齢者に商品券の交付についてからです。どうぞ。

○6番(畠山美幸議員) 次に、大項目3、介護保険の未使用の高齢者に商品券交付について。

介護保険を納めながら介護サービスを利用したことがない高齢者対象に、

地元商店街などで使えるプレミアム商品券の配布を実施してはいかがでしょうか。商店街で使用する商品券にすることで、地域活性化にもつながると思います。お考えを伺います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、質問項目3につきましてお答えをさせていただきます。

介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づき、給付と負担の関係が明確な社会保険方式により社会全体で介護を支える仕組みであり、介護保険事業に要する費用を公平に負担していただくものでございます。

先ごろ、京都府では、10年以上介護保険サービスを利用していない90歳以上の方の健康維持の努力に対し、報奨金としての商品券を贈呈する介護保険返戻事業を実施するとの報道がなされました。これは、増嵩する介護保険給付費の抑制及び地域経済の活性化をねらいとして全国で初めて取り組むとのことであり、今後の事業の成否が注目されるところでございます。

嵐山町におきましては、介護保険法第1条に規定される目的を達成するため、要介護状態となっても、それぞれの尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、第5期嵐山町高齢者福祉計画介護保険事業計画に掲げる各種施策に取り組み、健康で互いに支え合

う生き生きとしたまちづくりを目指しておりますが、ご提案の商品券の交付につきましては、京都府の取り組みの効果やその評価、課題等について見てまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 今課長の答弁にございましたとおり、介護サービスの京都府での返戻地域活性化事業ということで、これは京都府で、介護保険料を納めながら介護サービスを利用したことがない府内在住の90歳以上の高齢者に対し、地元商店街などで使えるプレミアム商品券3万3,000円分を交付するという記事を見まして、嵐山町でもぜひこれをやると、本当に、高齢者の方からお話を伺う機会が私もございまして、私、全然介護保険は使っていないのよということで、全然使っていないのだから、だけれども、毎月というか、お金を払っているのよというお話があって、何か対策がないかなということで、ああ、こういうのが京都府で始まったのだなということで提案をさせていただいたところではございますが、まず町内の90歳以上の利用していない方の人数というのは何人いらっしゃるのでしょうか。

○長島邦夫議長 青木務長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

今年の4月現在の数字で申し上げますが、町内、90歳以上の方が178名いらっしゃいます。この中で、これまでに介護認定をとられた方がないとい

うことで調べさせていただきましたところ、38 人いらっしゃいました。割合にいたしますと 21.3%でございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) いや、すばらしい人数だなと思いました。21.3%の方が介護認定をなされていないということで。

介護予防に励み、健康に気をつけてよかった、頑張ってきたかいがあったと、元気な高齢者がふえてくれるような町になるように、町として、角度を変えて、元気で介護保険を利用していない方へ高齢者思いやり予算のお考えとかはいかがでしょうか、町長。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お考えというか、よくわかります。しかし、介護保険で 90 歳まで使わなかった、そうすると、その後について使わないのだろうかということになるのです。日本の健康福祉事業というのは相互扶助精神というのが基本的な考え方、そしてそれをしっかり守っていこうということで制度が維持をされてきたわけです。しかし、それが維持ができないような状況になってきている。というのは、納める人より給付を受ける人のほうがふえてしまったということなのです。ですので、国でどうにかしなければということで、今、税と福祉政策の一体改革というようなことに取り組もうとしているのかどうか、

そういう状況を考えると、嵐山町の町民として余ったものは返せばいいではないかといって、これから使うかもしれないものはこっちへ置いておいて、考えでいいのかということを思うときに、やっぱり制度をしっかりと維持をしていくのには相互扶助精神という、基本的にそれを守っていくとすれば、やはり使わなかった人もいつか使うのではないだろうか。あるいは、今の介護保険の特別会計の状況を見る中で、決して余裕のある状況ではないわけですので、そういう考え方もよくわかりますけれども、もう一度基本を考えたときに、どうしたらいいだろうというのはみんなで考えていく必要があろうかなというふうに思っております。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 今回、嵐山町でも介護保険料は値上げもしなくて、本当にすばらしかったなと思いますけれども、しかしながら、介護保険の保険料の中でということじゃなくて、本当に、高齢者の方、元気で頑張ってくれましたねということで、ずっと継続しろということではなくて、本当にお元気で、介護認定も受けなくて、よくぞここまで頑張ってくれましたねということで、本当に、単発的でも何かお祝いというか、差し上げると、高齢者も、ああ、頑張ったかいがあったなと、生きがいを感じるのかなと思いましたので、その辺で町長、どういうお考えでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 気持ち的にはもうそのとおりなのですが、そういうことを、そのような形で今嵐山町では使うということではなくて、元気な方にしっかり元気なような形で使っていただくように、例えばシルバー人材センターに対しては、近隣の市町村というか、ほかのところに比べて割合を多く出していると思うのです。それだとか、社会福祉協議会の中で 65 歳以上の人たちに地域の中でいろいろやっていただくとか、地域コミュニティー事業をやっていただくとかいうようなことで、元気な形で地域に出て行って、みんなと一緒に健康を楽しんでくださいというようなもの、それから、そのほかにも高齢者に対する肺炎球菌ワクチン等を近隣に先駆けて取り組んでいくとか、そういう形で、別の形で健康、福祉、そういうものに考えている状況ですので、おっしゃるような状況というのは今は考えておりません。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) わかりました。介護予防のほうで本当にしっかり取り組んで、本当に今、元気な高齢者の方が 178 人中 38 人もいるということで、これが 50 人になり、60 人になりということでふえていくような介護予防をしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、大項目4、橋梁計画についてということで、橋や道路などの社会基盤は、建設から 50 年以上経過したコンクリートなどの劣化が懸念されています。国民の命と財産を守るために、老朽化した補強は待ったなしです。今後の計画について伺います。



○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 質問項目4につきましてお答えいたします。

今年度に橋梁の長寿命化修繕計画を策定するため、平成23年度に点検業務を実施し、その点検の資料をもとに修繕計画の策定を行うものでございます。この計画は、町内に道路橋が72橋ございまして、そのうち重要な橋梁として35橋を対象に計画の策定を行います。この計画は、個々の橋梁の老朽化の状況に応じた修繕を計画的に実施することにより、極力更新せずに橋梁を長持ち、長寿命化させ、安全性の確保と維持管理、更新費用の抑制を図ることを目的としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) あそこの関越の上にかかっている、4橋あるのですけれども、あちらの橋も対象になりますか。

○長島邦夫議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

関越道をまたぐ4橋ということでございまして、重要な橋ということで位置づけております。

以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 本当に、調査をしていただきまして、35 橋を対象に計画が策定中ということで、その中に4橋が入っているというお話でしたが、広野2区のところにかかっております、名前がちょっとわかりませんが、あの橋が、広野2区におきましては、車で移動ができるところがあるあの橋の上と関越のトンネルの下というか、その2つしか逃げ道がございません、車での。歩行でしたら、山道もありますけれども。私も、ちょっとあそこを散歩しているときに橋を見ますと、大分鉄筋が見えている箇所が何カ所かございましたり、あとちょっとひび割れがあったりとかしまして、ちょっと厳しいかなという部分が見受けられております。本当に、広野2区におきましては、あの橋が命綱といいますか、そういう状況でございますので、本当に早急に修理のほうをしていただきたいところではございますけれども、どういう今後、進捗状況をお伺いしたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 以前に議員さんのほうからご指摘ございましたように、関越をまたぐ4橋のうち、特に広野地内の2橋につきましては、22 年度、23 年度に橋梁の剥落の防止のための事業ということで、それは橋梁の下側の部分のコンクリートの剥落により事故を防止しようということで行ったわけでございますけれども、その上側の部分、橋面の両側の地覆の部分ですか、その部分が鉄筋が露出して腐食が進んでいるというような状

況でございまして、それにつきましては、東日本高速道路株式会社ですか、そちらのほうに見積もりをお願いしました。2橋ではなくて4橋見てくださいということで、4橋お願いしました。

それで、先月の中ほど、見積もりのほうがこのぐらいかかるよということが出てまいりました。うちのほうは、あれだけの工事でございますので、かなり費用がかかるのかなというふうに考えていたわけなのですけれども、それほど、思ったより費用も少ないというような状況でございますので、それにつきましては極力早急に修繕していきたいというふうに考えておりました、これについては早急に予算化するとか、そのようにして劣化の進むのを防ぎたいというふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ぜひよろしくお願いしたいと思います。

では、5番目に移らせていただきます。学校施設への冷房設置へということで、これは昨年の9月にも質問したと思うのですけれども。近年の平均気温の上昇等により、普通教室の室温が体温を超える場合もあり、猛暑による児童生徒の体調管理が心配される状況です。昨年の9月定例会でも質問しました。各学校での全教室にエアコンを設置となりますと莫大な費用がかかりますので、既に設置している市町村における予算的な面、教育効果などについて状況を把握していきたいという考えで、去年の9月には答弁を

いただいております。教育長からは、経費の面を含めて全部という発想ではなくてということで、少し勉強させてくださいということも言われました。その後どのようにお考えか、経過をお伺いしたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 質問項目5、学校施設への冷房設置についてお答えをいたします。

本議会におかれましては、議員さんはじめ、これまで学校の暑さ対策として、学習の場である教室に冷房施設の設置をはじめ、校庭等の芝生化あるいはグリーンカーテンの設置などに関するご質問、ご提言をいただきました。大変ありがたく思っております。

教育委員会としましては、学校と連携し、子供たちのよりよい学習環境、健康の保持増進を確保するためのいろいろな取り組みをしてまいりました。また、保護者の皆さんの思いも踏まえ、水筒の持参、ぬれタオルなどによる暑さ対策にも努めてまいりました。しかしながら、お話のように、近年の平均温度の上昇により、学校生活の大半を過ごす教室の室温の上昇は、扇風機等では対応していても、子供たちの健康管理の上でも心配されます。また、今回の学習指導要領の改訂により授業時間も増加しており、教室にいる時間も長くなってまいりました。

学校の暑さ対策につきましては、さきの第1回定例会において、清水議

員さんからも、クーラー設置の概算経費、今後の対応についてご質問をいただき、経費については昨年設置した町を参考にお答えし、今後の対応としては、町の財政状況は大変厳しい状況ではありますが、既に設置した自治体の実績、教育効果を踏まえ、設置に向けて勉強させていただきたい旨の答弁もさせていただきました。昨年度、教室に冷房を設置された3つの町の状況も伺いましたが、規模や管理等には多少の違いはあれ、子供たちにとってよりよい学習環境が整えられ、設置前と比べ学習意欲や態度の向上が見られ、学力向上などの教育効果が期待できるとのことでありました。

教育委員会としましては、財政状況、繰り返しますが、厳しい中でございますが、これまでの暑さ対策をより一層進めますとともに、嵐山町の子供の学習環境、健康管理を確保し、教育の成果の向上を期して、小中学校の教室等の冷房設置を町にお願いしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) いろいろと教育長も苦労されて、この間、運動会の際に町長が七郷小学校に行ったところで、本当に勉強面で頑張っているというお話がございました。本当に、この暑い中で、教育長の今のお話のようにご苦労されて、しかしながら、ああいういい結果を出されている。しかしながら、まだまだ子供たちには余力があるというか、環境さえ整えば学力アップにつながっていくと思います。ぜひ、今教育長も念願をしているところでは

ございますので、何とか早期に学力アップのためにお考えになっていただけないでしょうか。町長にお伺いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 以前から、議員の皆様方からこの件についてはお話を聞いていただいてまいりました。今も教育委員会のほうでは大変考えていただいておりますように、財政の状況が厳しい、嵐山町だけではありませんが、厳しい状況で、なかなかどこでも冷暖房を完備した教室をつくるというのは厳しい状況下であるわけです。しかし、行政の役目としては、やっぱり学習環境をしっかりと整備をしていく、これは大きな責任だというふうに当然思っております。しっかり思っております。

そういう中で、どこまでどうできるか、何年度に完成をしますということはちょっとはつきり申せませんが、これらについてしっかり今まで以上に取り組んでいって、教育効果の向上を期していうことでありますけれども、ぜひ学習環境を整備して、嵐山町の教育効果がしっかり出るような体制をつくっていきたいというふうに考えております。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

---

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○長島邦夫議長 本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号4番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の嵐山町への観光客に魅力を発信しようについて、どうぞ。

〔4番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○4番(青柳賢治議員) 4番議員、青柳賢治でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問させていただきます。

1点目は、嵐山町への観光客に対しまして嵐山の魅力を発信しようということでございます。嵐山溪谷周辺には、年間相当の観光客があることと思います。嵐山町に来ていただいただけでもありがたいことではございますが、この際、おいでいただいた観光客の皆様には、この嵐山町の豊かな自然、あふれる笑顔、このようなものを発信し、そして何とかこの嵐山町に住んでいただけないものだろうかというような発想、それから努力、これが今まさに求められているのではないかと思います。その中で町の考えをお聞きいたしたいと思います。

また、次のような魅力の発信も考えられると思います。嵐山溪谷のバーベキュー場、それから溪谷においでいただく皆様には、この地にオオムラサキの森、さらには緑のトラスト3号地がございます。こちらの資源を活用して

も、発信によって嵐山町に住んでいただけないものかどうか。

(2)といたしまして、文化遺産が菅谷館、それから重忠公像、さらには史跡の博物館とあります。まさに歴史好きの人には嵐山はうってつけでございます。このような魅力を発信して、嵐山に住んでいただけないものだろうか。

そして、3つ目といたしましては、多くの町民の皆様が嵐山町に来てくれた人たちを案内をすることによって、案内人を活用しての魅力を発信し、心の触れ合う嵐山町として、この町に住んでいただけないものだろうかということから、1点目の質問をさせていただきます。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、質問事項中、定住につながるような発想や努力も必要ではないかについて、木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 大項目ナンバー1についてお答えいたします。

嵐山町に、さいたま緑のトラスト保全3号地や町名発祥の由来となった嵐山溪谷をはじめ、豊かな自然と中世に活躍した木曾義仲、畠山重忠ゆかりの史跡、伝承が数多く残されております。これら自然や歴史との触れ合いを求めて、県の内外から多くの観光客が季節を問わず訪れています。

昨年度、町を訪れる観光客の見込みを集計した観光入り込み客数の報告を見ますと、嵐山溪谷バーベキュー場、学校橋河原、嵐山さくらまつり、オムラサキの森活動センターや平成楼など、入り込み観光客数は約26万5,000人と、毎年多くの観光客が町を訪れています。このような自然と歴史



に恵まれた嵐山町のよさを知ってもらい、定住してもらい、また嵐山町に住んでよかったなどと、他の町にないような特典があることが必要ではないかと考えておりますので、検討してみたいと思います。

○長島邦夫議長 次に、小項目(1)について、簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

魅力という点で申しますと、オオムラサキの森については、国チョウで環境省のレッドリストにも掲載されている希少種のオオムラサキが野生のままに生息する都心近郊における数少ない森であり、隣接する蝶の里公園も含めて年間で70種以上のチョウが観察できる自然豊かな緑地として知られております。年間を通じてチョウなどの写真撮影や自然観察を目的とした人が内外から多く訪れ、リピーターもいらっしゃいます。

また、トラスト3号地は、町名の由来でもある嵐山溪谷と嵐山町の単独峰としては最高峰である大平山を含む約13.5ヘクタールの雑木林を中心とした広大な緑地で、春には新緑が、また秋には紅葉が見事な景勝地でもあります。特に秋の紅葉は、観光協会等のPRもあり、大変多くの方が訪れます。これらの自然緑地は、多くのボランティアのご協力のもとに維持管理が図られており、その活動に参加することで自然を体感する格好の機会となります。

また、オオムラサキの森ではボランティア主催のオオムラサキや蛍の観察会を、トラスト3号地においてはトラスト協会主催の家族で参加できるシイ

タケのこま打ち体験等を実施しており、多くの参加者においでいただいております。嵐山町の魅力を発信するよい機会であると考えております。町では、これらの自然の魅力をホームページ等で発信していくとともに、ボランティアが主体となつて行う事業へのサポートを行うことでさらなる魅力の発信を推進したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目(2)について、大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。

菅谷館、畠山重忠公像、史跡の博物館に共通するのは畠山重忠であります。町では、重忠公ゆかりの地ということで、まちづくりや観光にも力を入れてまいりました。最近では、毎年11月の第1日曜日に開催される嵐山まつりの時代まつりにおいて、武者行列や流鏑馬の会場として菅谷館跡を利用しているほか、平成23年度には重忠公像を町指定文化財に指定いたしました。

また、県立嵐山史跡の博物館は、地域文化財活用のための拠点ガイダンス施設であり、重忠コーナーを設けて詳しい解説もしております。文化スポーツ課でも、町民向けには蝶の里町民講座を実施しております。また、町外からの依頼による講座の開設や文化財の案内要請があれば、菅谷館跡に限らず、周辺を含めた地域の歴史、文化財を積極的に活用するように心

がけております。ちなみに、平成23年度には、史跡の博物館の講座に一般県民150人、周辺文化財ウォーキングには一般県民の1団体97人を受け入れました。今後もいろいろな機会に、町内の歴史、文化財を活用しての魅力発信に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目(3)について、木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 大項目ナンバー1の(3)についてお答えいたします。

嵐山町には、豊かな自然と木曾義仲、畠山重忠ゆかりの史跡、伝承が残されており、嵐山溪谷ハイキングコースと歴史をめぐるハイキングコースの2コースを計画し、これらの魅力を発信する多くの町民の案内人、観光ボランティアを町と観光協会で募集していきます。なお、今年度、観光ボランティアを育成するため養成講座を開催し、歴史、自然、観光の講座を開催し、育成していく予定になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) 私、平成22年の第2回定例会におきましては、嵐山町をPRしようということで、いろいろと町長からも、おいでいただく公式のホームページのリニューアルですか、そのようなものとかいろいろ回答いただいております。そして、今回この質問がここに結びついてきたことは、非常

に嵐山溪谷が、バーベキュー場の観光協会の皆さんは一生懸命やっ  
ただいております。そして、夏場の間というのは非常に嵐山に来てくださる方  
も多いわけです。そして、やはり調べていきますと、ほとんど日帰りコースで  
るので、非常に、ある程度近場からこの嵐山に来てくださっていると。かなり、  
見ますと若い方も相当います、子供さん連れが。

その中で、人口減少を、5月31日、もう1万5,000切ってきましたよね。  
平成27年の数字に近づいてきました。そんな中で、この来てくれる人たちを  
少し嵐山に、今言った魅力を横の連携でうまくつないで、そして、例えばバ  
ーベキュー場に来るお客さんの中でも、嵐山町ってこんな特色があってこん  
なところなのだというような、パンフレットのようなものは今まであったかもし  
れませんけれども、何か嵐山町に住むとこういうことがあるのだよというのを、  
情報を発信するようなものがあってもいいというふうに私は思ったのです。こ  
れを使わない手はないと。そして、そのためには、そこに隣接する、やはり  
嵐山町が将来像で掲げている豊かな自然なのだと、国チョウのオオムラサ  
キが見られる場所なのだよ、ゲンジボタルやヘイケボタルも同時に見られる  
のだよという場所は嵐山です。

そして、この豊かな自然、やはりこれを大切にしながら、バーベキュー場  
に来る人たち、それから溪谷を訪れる人たちもいます。バーベキュー場でリ  
フレッシュしてもらいながら、溪谷の新緑や、それから紅葉を見て心をいやし  
てもらおうという意味からも、今回答いただいている中で予定していくということ

なので、ありがたいことなのですが。非常に、私はNPOでもかかわっておりまして、あそこのオオムラサキの森、それから蝶の里、それから県立の史跡の博物館、あそこは非常に来てくださった方も感激して帰っていかれる、また来たいなということもよく聞いています。

そんな中で、どうでしょうか。バーベキュー場というか、訪れるお客さんに、最初の限定でもいいです、5名でもいいです、10名でもいいです。嵐山町でガイドをつけますから、少し嵐山町を散策してくださいよというようなお考えのところはいかがでございましょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 今年度、観光案内板を設置する予定になっているわけですが、それを設置に当たりまして、観光案内人というのを、観光協会と町で話し合いまして、ぜひそういう養成講座を開いて観光案内人をつくって、今青柳議員さんが言われるようなあれで、町外から訪れる方に案内ができればということで今やるということで、この秋から養成講座で、観光案内人を育てるとというのがまず第一だということで勉強会を開いて、できれば来春からでもそういう案内人がスタートできればということで今進めているという段階でございます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) 一応、確かに今度、人的なソフトのほうは必要にな

ってまいります。それで、やはりその部分を我々町民が、やはり、嵐山町ってこんな豊かな自然があって、そして将来構想にはこういうものを掲げているのだというようなことも理解してもらうことによって、ああ、何だ、嵐山町ってこんなふうにして魅力を発信したり、人たちがいてくれるのだと、こういう人たちが町を、やっぱり活性化に向けて町のPRをしたり、発信したりしてくれているのだということで、やはり非常につながりがあるのです。

私も、昔の話で恐縮ですけれども、今から20年前に嵐山町の活動センターを訪れた人がいました。嵐山町のいろいろ話をしたら、住んでみたいという方がいたことも事実なのです。ですから、ぜひとも、この26万5,000人ですか、この人たちを少し大事にして、そして少し経費がかかっても私はいいと思うのです。やはり、嵐山町に来て、その魅力で来てくれる人たちも結構リピーターでいるわけです。ですから、季節季節があります。ぜひとも、嵐山町の持っているこの豊かな自然を訪れてくれる皆さんに見てもらうなり実感してもらって、嵐山町ってこんなに豊かな自然があって、あふれる笑顔があるのだというようなことを、町民一丸になって進めていくことが大切だと思いますので、ぜひ、これから予定されている養成のことについても、一生懸命頑張って進めていってもらいたいというふうに思います。1点目はこれで結構です。

それでは、2番目の職員の人事異動について質問させていただきます。毎年4月に人事異動が発令されております。本年の4月1日付の異動では、

9名の退職がありました。退職原因などについてはさまざまでございましょうけれども、どのような分析がなされているのでしょうか、お聞きいたします。

さらには、町長はどのような基準を持って人事異動に当たっておられるのか。

また、嵐山町の職員育成方針というのが平成 18 年1月に作成されております。これもまた、つい最近のものを見ますと、設置規定なんかが平成 24 年の5月にできております。この辺についても、効果、それから達成度についてお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、前段のどのような分析がされているかについて、井上総務課長。

○井上裕美総務課長 それでは、質問項目の人事異動の基準以外の部分につきましてお答えいたします。

ご質問いただきましたとおり、平成 23 年度につきましては、年度途中で退職された方を含めると 10 人の方が退職されました。そのうち、定年退職の方が1人、定年まで1から6年を残した勧奨退職の方が6人などとなっております。早期退職につきましては、ご本人の身体的状況や家庭の状況などによりまして、基本的にはご本人が決定されることであると考えております。しかし、職場としての問題点が全くないということではないと考えております。

そのため、本年2月には、明るい働きやすい職場づくりをテーマに全庁で

取り組みを始め、各課で話し合いを持っていただきました。その結果、多くの意見が職員から出され、具体的な取り組みの一つとして、各グループの全員で月1回以上の打ち合わせを行うことを課長会議におきまして指示をいたしました。働きやすい職場となることは、親切、スピード、スマイル、これが徹底されまして、窓口対応が向上し、住民福祉の向上につながるものであると考えております。

次に、職員育成方針につきましては、情熱、創造、協働を指標といたしまして、平成18年1月に策定をされました。その中で、職員育成は研修と人事管理システムを連動させながら実施するということが掲げられております。研修につきましては、彩の国人づくり広域連合での研修をはじめ各種研修に職員を派遣しておりますが、人事評価制度の取り組みにつきましては、平成17年、プロジェクトチームを発足し、中間報告が行われましたが、導入には至っておりません。県内の状況を見ますと、試行的実施を含め、約7割の市町村において既に人事評価制度が実施されております。評価制度は職員育成に欠かせないものであるとの認識のもと、本年5月、人材育成推進委員会を発足いたしました。今後、評価制度導入に向け検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、後段のどのような基準で人事異動に当たっているのか、また職員育成方針の効果や達成度について、岩澤町長。



○岩澤 勝町長 質問事項2の人事異動の基準につきましてお答えを申し上げます。

今日の自治体運営は、少子高齢の社会、そして景気の低迷、多様化する住民ニーズ、これらに的確かつ迅速に対応しなければなりません。そのためには、まず人材育成を念頭に置かなければならないと考えております。

職員育成の観点から、各職員に多彩な業務を経験させ、かつ組織の停滞を防ぐため、一定の期間、同一の業務に携わったことを異動の対象としております。特に採用後10年未満の職員につきましては、複数業務の経験ができるよう配慮しております。しかし、行政課題に対応するため継続性を求められる場合は、そのことにつきましても配慮をしております。また、毎年、自己申告書、これの提出及び課長ヒアリング、これらを実施し、職員個々の適性や希望及びそれらの部署の状況の把握のため、できる限りそれらを尊重し、より効率的で効果的な組織としてまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど総務課長からご答弁申し上げましたとおり、職員育成に資するために、人事評価制度をできる限り早く導入をして職員の意欲の向上に努めたいと考えております。職員の資質の向上は、町民の皆様へのサービス向上と人と人とのつながり、これを尊重し、住んでよかったと思えるまちづくりにつながると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) まず、このように分析をしていただいた点からちょっと質問させていただきますけれども、職員の能力開発は、採用から定年に至るまで、その期間を対象とするものでございます。その中であって、中期、長期スパンで体系的なシステム化というのが必要になってくると思いますけれども、実際、これを見ますと、23年4月採用で24年3月には退職されたような方が2名ほどいらっしゃいました。やはり、町民の目線からは非常にそういう点は心配なのです。それで、当然、職員の側も、自己の意思、それから価値観、そのようなものが、中長期的な目標があってやはり嵐山町役場に入ってこられるわけです。そのような点から、この回答にもちょっとありますけれども、心配されているような面というのはあるのかなのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えをいたします。

今ご指摘をいただきましたように、平成23年4月に採用した職員が1年で退職をいたしました。私もそれを一番心配をしております、退職の日、一番最後の日なのですけれども、その2人とお話をさせていただきました。いろんな理由はもちろんあるということでございますけれども、一番心配だったのは、嵐山町の職員として1年間仕事をしてきて、そのことが自分にとってど

うだったのだろうか、その辺が一番心配だったものですから、組織としてのやはり対応がまずいとか、そういうことだと後々響きますので、そういうことも含めてお話を伺いました。

一人につきましては、桶川から来ていた職員でございまして、地元の桶川の市役所に就職ができた。確かに通勤距離がございまして、大分時間がかかると。その前までは、その職員の母親がその市の職員をやっていたと、たまたま24年の3月で退職をされるということで、入りやすくなったという言い方はおかしいでしょうけれども、そういった意味も含めてその市役所に入る、そういうことでございます。嵐山町の職員体制、あるいは研修体制、あるいは職場環境、そういったものは特に不満はなかったという話を聞きました。少しそれで安心したわけでございます。

それともう一人の方は、非常に勉強熱心な方でございまして、遠くのほうから来て就職なさっておりました。大変勉強家でございまして、子供のころは余り勉強できる環境ではなかったということで、勤めができるようになってから、自分が稼げるようになったら勉強しようというふうに思っていたそうでございます。そして、就職をされて、その後、夜間の授業、大学の2部の授業、そこを受けるようになったということで、週数回、都内のほうに出向いて勉強していると。さらに、そのほかに休みの日には、今は何々塾というような形で勉強会があるようでございますけれども、そういったところにも参加をしていたということで、やはり仕事が終わってから大学の2部の授業に行くの

がなかなかうまく時間にいかないと、遅刻もしてしまうときも大分あるということ、そういったいろんなことも考えて、この職員はある東京都下の市役所に就職をいたしました。そちらのほうからですと、通勤も楽でありますし、そういった自分の勉強も進めることができると。

そういうような理由をお二人にはお伺いしましたので、その中で、嵐山町の職員として1年間過ごした中で、職場への不満ですとか、あるいは指導に対する不満ですとか、そういったものはなかったというふうにはっきりお話をしていただきましたので、その点については安心したところでございます。今ご質問いただいたのは、特に23年4月採用の職員ということでございますので、そういうお答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) 確かに今年の人事異動の名簿は多かったですが、そういうことを心配された方もいましたので、ちょっと質問させてもらったのですけれども。やはり今の答弁ですと、それぞれのスキルがアップしていくということで、またその先で新しい展開ができるということでほっとしていますけれども。いずれにしても、嵐山町の町民の目線からしますと、やはり嵐山町の行政に携わってきているわけだから、やはりこれから職員さんも、町長の政策のプロのスタッフとしてのやはり自覚が出てなくてはならぬわけですね。

それで、町長のほうの、人事異動の関係のほうに戻っていくのですけれども、町長が就任以来、非常に役場職員の規律についても熱心にご指導されたというような話も聞きましたけれども、1つは私、嵐山町の職員の服務規程というのがありまして、この中の第6条の勤務態度というのがあります。「職員は、勤務中のことば使い、服装、身だしなみに注意し、住民等の対応は、親切、丁寧でなければならない。」、そして第7条、職場環境の整備、「職員は、常に職場環境を整え、住民の訪れやすい職場づくりに努めなければならない。」、この2点なのです。

やはり、嵐山町の役場に、入り口に入ってこられる方は何らかの用があって役場に来ているのです。そして、やはり役場の職員さん、一生懸命やっ  
ていらっしゃるのわかります。やはり、人は人材ですから、職員も人材なのです。その人材が、役場に来てくれるお年寄り、それからセールスの方もいらっしゃるでしょう。ですけれども、やはり率先をして、お手洗いに行ったりしても何をして、会ったときには「こんにちは」とか、そういうあいさつを私は十分にやっているというふうにはちょっと見受けられないのです。そして、そういう点を、町長の今の人事異動の基準というようなことの中からですけれども、町長はその辺のところをどのように職員に対して思っているかお聞きしたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおりでございます。役場の職員の対応というのは、すごくこれはその市町村の品格度みたいなものがあらわれているのではないかというふうに、極端に言うと思うのです。そんなことも考えて、しっかり役場の職員として、公務員として対応してもらいたいというのが基本中の基本であります。

そして、あいさつということでもいつも言っているわけですが、明るく、いつも楽しく、先に、これをしっかり守るようというので、なかなかぶっついていてもあいさつしないような人も中には見られたりしたわけですが、このごろはそういう人はいなくなったのではないかというふうに思っていますけれども、町民の皆さんにもいろんな形でご指導いただかなければいけないわけですが、おっしゃるとおり、服務規程に書くまでもないわけなのです。一人の人間として、役場に来たときだけではなくて、うちにいたって、どこへ行ったって、そういうものはきっちり守って、日本人の一人としてしっかり対応していかなければいけないという基本的な考え方というのは議員さんおっしゃるとおりでございます。そういうものを考えながら人事異動もしているわけですが、けれども。

ただ、一番の基本が、先ほど言いましたように仕事を覚えてもらうと。役場の職員だから、この仕事きりできないというふうに町民の人が思わないで、役場の人に聞けば何でもわかっているのではないかというような感じがあるので、できるだけ広い範囲の知識を得ていただきたい、それが基

本にございます。そういう中で、それぞれの課に行って、それぞれの人と出会いながら、それで経験を積んで、自分は何をやるべきなのか、何が今不足しているのか、どうしたらいいのかということを考える、そういうような研修もしっかり積みながら、町のほうではそういうことを仕掛けながらやってきているところでございます。人事異動も、そういうようなことも考えて行っております。

○長島邦夫議長 再質問はありますか。

青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) 今の町長のご答弁で、ぜひ任命権者としても頑張っていたいただかなければいけないと思いますけれども、やはりこれからの自治体の職員像というのをそれぞれ町民の皆さんも考えていると思うのです。やはりこれからは、自分の担当する職務、それをやはり自分で設計して、それで説明できるようにして責任を果たしていくと、そして集権化によった、要するに今分権されているわけです。集権化よりもコストは安く、そして質はいいものをやっていくというぐらいのやはり心構えで嵐山町の行政を引っ張っていただきたいというふうに思います。

結構です。

○長島邦夫議長 この際、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 零時05分

---

再 開 午後 1時30分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

青柳議員の一般質問を続行いたします。

それでは、質問事項3、ボランティアポイント制の導入についてからです。

青柳議員、どうぞ。

○4番(青柳賢治議員) それでは、3点目のボランティアポイント制の導入についてを質問させていただきます。

先日、5月20日に行われましたらんざんボランティア・フェスタに参加させていただきました。その場で講演を聞く機会がありまして、支え合う地域の可能性を強く感じた次第でございます。ボランティア、これは自主性、無償性、公益性という3原則がございますけれども、これはポイント制のようなシステムをつくることによってさらに生き生きとしたまちづくりにつながっていくのではないかと思います。町の考えをお聞きいたします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 質問項目3につきましてお答えいたします。

去る5月20日に、嵐山町ふれあい交流センターにおきまして、嵐山町社会福祉協議会との共催により第1回らんざんボランティア・フェスタを開催いたしました。講演会では、NHKチーフプロデューサーの黒川敬氏を招聘し、「ささえあう地域をめざして「ご近所の底力」にみる地域のつながり」と題し、



ご講演をいただきました。その後、ワールドカフェを行い、参加者がグループに分かれ、気軽に飲み物を飲みながら意見交換を行いました。ボランティア同士の交流を深め、互いに支え合うまちづくりの大切さを感じ、ボランティア活動への参加促進を図るため、有意義であったと認識しております。

ボランティア団体や個人ボランティアの活動を支援し、またボランティアを必要とする方々が気兼ねなく援助を受けられるようなポイント制のシステムは、お互いに支え合い、生き生きとしたまちづくりに有効な手段と考えますが、町といたしましては、今年度秋に、埼玉県補助事業を活用し、地域支え合いの推進の一環として嵐山おたすけサービス事業の実施を予定しております。この事業は、嵐山町社会福祉協議会が主体となり、嵐山町商工会と協定を結び、利用会員と協力会員の4者で取り組む事業でございます。当面は、この嵐山おたすけサービス事業の推進を図ってまいりたいと考えております。また、ボランティアポイント制の導入についても今後研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) ボランティアのフェスタが行われまして、この運営と  
いいですか、そこにボランティアセンターというのが立ち上がってきているわけですがけれども、今後、センターの運営というようなものは、今までやっているようなこういうフェスタみたいなものを常時開催していくというような予定で

考えていらっしゃるのですか、どうでしょうか。

○長島邦夫議長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 お答えいたします。

今年度開催いたしましたボランティア・フェスタの関係でありますけれども、今後も継続して開催する予定でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) 当日、30 ぐらいの団体と、あと福祉関係が 14 団体ぐらいですか、44 団体ぐらい出ていらっしゃったと思います。

そして、まず私、ボランティアポイント制というのですけれども、過去にも介護関係での支援のことをお話したことがありました。非常に、今回行われたフェスタは、これからやっぱりやっていく、嵐山町の将来像の中に見たときに、心の通い合う町だというのを、支えていく、やっぱりボランティアの町なのだというようなところにつながるのではないかなというように私は思っているのです。

その中で、非常に今回お手伝いしてくださった方とかを見ていると、いろんな分野にわたっている方がいらっしゃいました。その中で、ある程度その組織は、コーディネーターの方もいらっしゃるのでしょうけれども、出席してくださった何人か、それからあと役員の皆さんもいらっしゃったと思いますが、何かその中で常時、それをどういうようにして運営していくとか、

そういうことについての委員会的なものとか、そういうようなものをつくっていくというようなところまでいっていないのですか。

○長島邦夫議長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 現在はそういった組織はございませんが、今後ボランティアの運営協議会といったようなもの、そういったようなものは必要になるかと考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) そうすると、そういう運営協議会のようなものとおっしゃっていただいているのですけれども。できる限り私は、あそこに参加した皆さんの中で、やはりあれだけ熱心な皆さんがいらっしゃったということだけでも素晴らしいことだと思いましたし、そして実際いろんな分野の方がいるのです。私も、グループ分けされて座った方が東松山の方だったのですけれども、支え合いの運動も進めていて、40人もグループがいらっしゃると、そういう話を聞きました。非常に、だから、講演の中でもありましたけれども、会えない人たちが入るといことのすばらしさというのをあのとき感じさせてもらったのですけれども。ぜひその辺を、あれだけの方が参加しているのですから、あの場所は狭いぐらいだったですよ。何とかあの機運というものを生かして、そして自主的な、やっぱりなかなか、行政頼りではなくて、あそこに参加した人だけで何とか自主的な立ち上げをしていけるような支援は町としては

いかがなものですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 当日講演をいただいた黒川先生からもちよ  
っとお話があったのですけれども、こういったボランティアの講演になると、  
どこの会場でもお年寄りが中心になるのが多いというふうなお話をいただき  
ました。嵐山の場合には、お年寄りの方から若い方、いろんな方がいて大変  
明るいのではないかというふうなお話もいただきましたので、当然、今回の  
ボランティア・フェスタでご協力いただいた運営員さんをはじめいろんな方々、  
そういう方々にも今後協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) あと、最後のほうの回答に嵐山おたすけサービスを  
を立ち上げていくというようなことでございますけれども、具体的にはその事  
業はどのような事業を考えていらっしゃるのですか。対象事業といいますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 サービス事業の仕組み、流れなのですけれ  
ども、まず社会福祉協議会が主体となります。それから、嵐山町商工会と協  
定を結びます。それから、あと利用される地域の高齢者の方がいらっしゃい

ます。それから、サービスを提供する協力会員の方、この4者から成り立ちます。

まず、流れを申しますと、サービスの提供を受ける利用会員の方は、30分300円の利用券を社会福祉協議会のほうで購入していただきます。それから、利用される会員の方は社会福祉協議会のほうにサービスの依頼をいたします。サービスの依頼を受けました社会福祉協議会は、協力会員の方にサービスの依頼をいたします。社会福祉協議会からサービスの依頼を受けました協力会員の方は、依頼した協力会員のところに出向きまして、サービスの提供をいたします。そうしますと、利用会員の方は30分300円で購入した利用券を、時間に応じまして、協力会員の方に利用券でお支払いいたします。利用券をいただいた協力会員の方は、1時間600円を単位としまして、社会福祉協議会のほうに利用券を交換に行きます。600円分の利用券を持っていきますと、手数料100円を引きまして、500円分の商品券が協力会員の方に戻ってきます。その商品券を、嵐山町商工会の商店のほうへ行って、商品券でもって買い物をするといった、こういった流れになっております。

以上です。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) 今の事業は社会福祉協議会と商工会の協定ということですので、そこに協力会員と利用会員というのがいることですね。ポ

イント制のようなものを、さらに具体的になったサービスになってくると思うのですが、これも見守っていかななくてはならないと思いますけれども、ある程度、年齢 65 歳ということは、もう区切った形でこのサービスはしていくということですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、嵐山おたすけサービスの関係につきまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

ただいま大塚課長のほうからも答弁させていただきましたが、この事業は今年度秋をめどに社会福祉協議会が事業主体として行うものでございます。今、具体的なサービスの利用等々の流れについて答弁をさせていただいたのですが、まだ確定的、内容が本当に煮詰まっているというところではございませんで、まだ実施要綱も案の段階でございます。現在のところは対象は 65 歳以上の高齢者を考えていると、当面はそういった形で事業を実施してまいる予定でございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) では、まだそういう段階ですので、それはまた状況をよく見させてもらって、また応援できることは応援させてもらいたいと思います。

そして、私、最後にちょっと申し上げておきたいのは、やはり今の形だとかなりしっかりした母体が、商工会だとか社会福祉協議会とかとあります。私がやっぱり申し上げたいのは、あそこに参加した人たちです。あの人たちがまさに嵐山の草の根のボランティアなのです。だから、そこをやっぱり大事にする、支援をするというのは町の仕事だと私は思うのです。

だから、あの中に自発的にある程度グループができて、オカリナを吹くグループがある、そのグループはお年寄りのところへ行って演奏できると、そういうようなものの、そういうのをボランティア。そして、それがあある程度、自分ができるときに、やってあげられるときはやってあげて、また自分ができなくなるときもあるわけです。そういうような、やっぱりずっと、ボランティアをやったときから通帳ができているような、ポイント制ないし通帳制みたいなものなのだけれども、そういうようなことへつなげていくようなボランティアの支援をしていっていただきたいということでございます。

以上、終わります。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

---

#### ◇ 大 野 敏 行 議 員

○長島邦夫議長 続いて、本日4番目の一般質問は、受付番号4番、議席番号2番、大野敏行議員。

それでは、質問事項、人口増加作戦パート1について、どうぞ。

〔2番 大野敏行議員一般質問席登壇〕

○2番(大野敏行議員) 議席番号2番、大野敏行。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私の質問事項は、人口増加作戦パート1ということでございます。パート1ということは、パート2もパート3もあるのかということでございますが、パート2もパート3もでございます。今後、その件も暫時質問として提案をさせていただこうというふうに思っております。今回、財政が□迫している中で、そんなにお金のかからないことでの人口増加作戦というものを提案させていただきたいというふうに思います。

嵐山町行政は、今現在生活されている町民に対しては、福祉面、教育面ともに、大満足とはいかなくてもしっかりと運営をされております。これには敬意を表したいと思います。ただ、外に、嵐山町の外部に目を向けた政策を幾つも出しているわけではありません。人口が減少している今、嵐山町に来てみませんかという発信をいろんな角度からしていく必要があると思います。

そこで、シェアハウス入居者に助成金を出していただきたいと。その条件としまして、まずは、これはちょっと先に、私の書き方がまずかったので申し上げます。(1)に対してどうの、(2)に対してどうのということではございません。1から5つまでの条件の中でこういった助成金を出してほしいというようなことの要旨でございまして、事前に担当の課長さんとはその点話を



させていただきました。書き方がまずくて申しわけございません。

まずは、1つ目の条件として、町外からの転入者、編入者に限りますよと、これは当然のことでございます。それから、2つ目の条件としまして、シングルマザー及びシングルファザーであって、中学生以下の子供と同一の生計であること、言ってみれば子持ちであるということです。そして、3つ目の条件としては、町内の教育保育機関に通わせるということでございます。4つ目につきましては、1家族への助成金額は6万円とする、月にしますと5,000円の助成でございます。5つ目の条件としまして、年10家族以内で年間予算は60万円とし、申し込み順とするということで、より具体的な内容で提案をさせていただきたいと思いますが、この私の提案に対しまして、まずはひとつご回答いただければというふうに思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、質問項目の1についてお答えをさせていただきます。

本町の人口は、近年の少子高齢化社会の進展に伴いまして年々減少傾向にあります。人口の減少は、財政面や地域の支え合いの面などさまざまな分野で大きな影響を及ぼすものであり、何らかの対応を図る必要があるものと認識をいたしております。このような状況におきまして、昨年度より嵐山町魅力アッププロジェクトチームを町では組織をいたしまして、この町に住

みたくなるような魅力を創出するために取り組むべき施策や町の今後の方向性について若手職員による検討を進めているところでございます。

このたびご提案をいただきましたシングルマザーやシングルファザーを対象としたシェアハウスにつきましては、どの程度の需要があるのか、またこういった経営を考えていらっしゃる方がどれほどあるのかなど、こういったこれまでの調査研究をしたことはございません。また、このような取り組みをしている自治体等があるかについても承知をいたしておりません。したがって、現段階におきましては、ご提案をいただきました助成制度の実現の可能性について明確なご答弁は、申しわけございませんが、できませんが、嵐山町に来てみませんかという発信をいろいろな角度からしていく必要性については、全くそのとおりであると考えておりますので、ご提案をいただきました件も含めまして、プロジェクトチーム等で検討を進めてまいりたいというように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 2番、大野敏行議員。

○2番(大野敏行議員) ただいま回答をいただきました。行政としての回答は、その回答しかできないのかなというふうに思っております。

まず、シェアハウスというものについて、どういうものなのだいということをはわからない方もいらっしゃるといけませんので、少しかいつまんでお話ししたいと思います。1軒の家において複数の部屋があります。そして、その部

屋はそれぞれ独立しております。居間と言われるところが、共通の居間がございます。そこでは食事をしたり、憩いの場となったりいたします。炊事場やふろは共用で使います。ですから、より安い金額でそこに住むことができるということでございます。

それです、なぜシェアハウスという条件を出したのかということでございます。地方自治法 122 条の事務の説明書によりますと、嵐山町ではこのような傾向にあります。この半年の、どのような流れになっているのか調べてみました。本籍数、本籍人口、これは今現在住んでいる人口とはちょっと違います。要するに、登録をきちんとしてある人の推移でございますけれども、23 年の8月末が、本籍数 6,855、本籍人口1万 7,600、これに對しまして、半年後の 24 年2月が、本籍数 6,864、人口1万 7,582。そこで、ということかといいますと、本籍数はプラス9ですが、人口はマイナス8です。ちなみに、23 年の 10 月の末、本籍数 6,866、本籍人口1万 7,611、今年度、24 年の4月、6,879、人口1万 7,584。本籍数はプラスの 13 です。人口はマイナスの 27 です。ということで、嵐山町でも核家族化はどんどん進んでいるということでございます。

昔の日本の生活形態はどうであったか。向こう三軒両隣は親しいつき合いをしていまして、子供はそのうちで当然面倒を見て育てているのですけれども、隣近所でも子供の面倒を見ておりました。たまには、「おじちゃん、おじちゃんのところで昼御飯食べさせてよ」「おう、食べていけ」というような、そう

いう付き合いがありました。今のこの状況の中では、そんな付き合いはございません。

シェアハウスを求めて入る人たちは、まず金額的な、経費の安いことという条件、魅力はありますが、もう一つ重要なことは、共同の生活をする場があっても何らいとわなないと、私は自分の私生活を外からいろいろ見られては困るというような人ではないのですね、こういうところへ入る人たちは。そのところに入れるということは、持っている子供たちをそのシェアハウスのみんなでたまには面倒見てあげようよと。例えばお母さんが、きょう美容院に行きたいのだよ、2時間ぐらい、ちょっと子供の面倒を見てもらいたいのだけれども、どこかに預けていかなくてはいけないとか、そんなときにそういうところでは場合によったら面倒を見てもらえるのではないかというようなことで、生活弱者への手を差し伸べる町であるよと、そういう考え方も持っているよというようなことをまずは発信していつてもらいたいというふうに思います。

嵐山町議会は、議会基本条例や温暖化防止条例などを全国に先駆けてつくりまして、全国から大きな関心を持って見つめられております。こういったときに、どこもやっていないことを嵐山町では発信していくのだと。今言われたように、需要があるのか、それからシェアハウスが実際あるのかといたら、ないと思います。シェアハウスに対して町がそういった形で助成をしていくとなれば、ではシェアハウスをつくっていこうという家主の方もあらわれ

るかもしれません。また、今死んでしまっている、遊休資産になってしまっているうちを、今人が住んでいないところを改造してそういうふうにしていかうかといったことも考えられます。ぜひ、そんなことを念頭に置きまして、実際、用途はないから、需要がないから、それは打ち出しても無駄だよということではなくて、やはりそういったことを一つ一つ打ち出していく必要があるのかなというふうに私は考えております。この点につきまして、もう一度、私の訴えたことに対してのご回答をいただければというふうに思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんがお話をいただいた弱者に優しい町、そういった町を一つの実現をする方向で考える施策も当然必要だというふうに考えておりますし、またそういったことができれば、それを発信をしていくということはやはり大事なことであろうというふうに考えております。

もう一つ、私ども、今魅力アッププロジェクトの中で特に考えておりますところをちょっと申し上げますと、それは地域とのつながりを持ったやはり町でありたいというのが一番今大きな目標を持っております。と申しますのは、私、議会報を見させていただきまして、議会で長野県の松川町ですか、研修に行った形の記事が議会報に載っております。ここで、非常に私は感銘を受けました。と申しますのは、松川町でもさまざまな施策を定住対策という形で

打ち出しておりますが、その中でもこの記事で特に心を打たれたのが、転入者には、役場職員みずからが地元の方々との顔つなぎ役に、困っていることがないかと積極的にアプローチをすると、そういった考え方を職員自体が持っている。そして、地域とのつながりを持った、今大野議員さんがおっしゃられましたようなつながりを持った住民活動というのが非常に大事で、そのことに対して町がどのような形でそれを実現していくのか、協働のまちづくりを進めていくのか、そういったことを一つ一つ、職員自体がまず自覚をして、そしてその中でどんな施策を一番打ち出していったらそういったまちづくりにつながるのかということを、まずその辺を職員みずからが自覚をして、そういった中での政策を決定していくということが非常に大事なのではないかと考えております。そういった中で、町長の協働のまちづくりを実現すべく、また若手の魅力アッププロジェクトチームでもそういったことを重点的に考えて、まちづくりのための施策を考えているということでございまして、議員さんのおっしゃることにつきましては十分認識をいたしておるつもりでございます。そういったことも含めて、今後も検討をさせていただきたいというように考えております。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番(大野敏行議員) 前向きな考えであるということはよくわかりました。

そこで、プロジェクトチームでの検討を進めてまいりますということの回答をいただいておりますが、プロジェクトチームのメンバーといいますか、どう

いった範疇でのメンバー構成を考えていらっしゃるのか、そこいらをちょっと  
お願いしたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 この魅力アッププロジェクトチームにつきましては、  
23 年の7月にもう既に設立をいたしておりまして、庁内の職員 16 名、  
各課にわたる職員を選定いたしまして、委員として任命をいたしております。  
リーダーとしては、今現在副課長になっております者がリーダーとなっておりますが、  
それ以外については、職員となって2年目、3年目の職員から、若  
手を中心という形でメンバー構成をしておりまして、現在 16 名のメンバーで、  
今ちょっと手元に資料が、はっきりしたものがないのですが、7回ぐらいの協  
議を重ねております。今現在は、進捗状況としますと、16 名のチームを今3  
班に分けまして、地域コミュニティーという一つのテーマを持って今研究をし  
ているところでございます。

また、今年度に入りまして、だんだんと、私のほうでお話をしているのは、  
最終的な取りまとめということではなくて、その都度の会議録であったり、あ  
るいは今考えていること、何をこの研究会で、メンバーでやってきて、職員自  
身がどうこの研究会を通じて何を思っているのか、そういったことをぜひ発  
信をしてもらいたいということで今話をしておりまして、そういった形での途中  
経過というか、そういったものも今後は出てまいるというように考えておりま

す。

以上でございます。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番(大野敏行議員) 活動をされているようでございます。

例えば私がその16名のメンバーさんとの進捗状況や、それから私がこういうものを申し込んでいきたいといった場合には、それは地域支援課に申し込んでいけばよろしいでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 このプロジェクトチームの中でも、いろんな情報を取り入れながら、議員さんのご意見等ももしそういった形でお出しただければ、そういったことも大切な情報になりますので、私どものほうにお申し出をいただければ、それをメンバーのほうにも伝えたいというように考えております。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番(大野敏行議員) 私は、やはり一番大事なことは、口で言うだけでなく実践をする、実行に移すということが大変大事であるかなというふうに思っております。自分の口から出たことは、自分が率先垂範して行動すること、ということも大事かなというふうに思っております。この件につきましては、今後とも私はそちらのほうに投げかけをさせていただきたいと思います。そういうこ



とで、私の質問は終了させていただきます。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

---

◇ 安 藤 欣 男 議 員

○長島邦夫議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号5番、議席番号 11 番、安藤欣男議員。

初めに、質問事項1の町政について、どうぞ。

〔11 番 安藤欣男議員一般質問席登壇〕

○11 番(安藤欣男議員) 第 11 番議員、安藤欣男でございますが、議長のご指名がございましたので、一般質問をさせていただきます。私は、2項目にわたって通告をさせていただいております。

初めに、1番目は町政についてでございますが、きょう、1番目の佐久間議員の質問の中で、町長、今までの経過につきましても説明がございました。町長、2期8年にわたりまして嵐山町政を担ってこられましたが、本当に、紆余曲折といいましょうか、就任された平成 16 年、これは平成の大合併ということが盛んに推進をされまして、比企郡におきましても嵐山町を含めた関係で2度破綻をしております。合併が破綻した後の町政運営をどうするかという事で極めて町民が心配をされた、そういう状況の中で岩澤町政の1期目がスタートされました。しかし、一番最初に取り組んだのが行財政改革ということで、大変な課題に直面されましたが、これを見事クリアをされました。1

期目はほとんどこの事業だったかなというふうに、一番大きなことが。2期目につきましては、国、県の事業を積極的に導入されまして、今まで懸案でありました道路行政あるいは教育行政、それぞれを、国、県の事業の活用ということで、嵐山町の町政の進展のために大変な努力をされてきたことを高く評価をするところでもございます。

ただ、ここで、もう8年を経過いたしまして、今年は町長の改選期を迎えるわけでございます。町内には、現職、岩澤町長の続投を望む声強いわけでございます。先ほど私が申し上げました2期目の実績につきましてはの評価だというふうに思っておりますが、町長選挙に対する所信をお聞きしたいというふうに思っております。どうかひとつよろしく願いいたします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えをさせていただきます。佐久間議員の答弁と重なるところがあるかと思うのですが、お許しをいただきたいと思います。

今もお話ありましたけれども、平成16年9月に嵐山町長としてお世話になりまして、これまでさまざまな改革や事業を行ってまいりました。嵐山町の発展と町民福祉の向上のため、行財政改革に取り組んでまいりました。平成18年1月に策定をいたしました行政改革の成果、これは平成17年度から5年間で総額24億2,000万円にもなりました。

2期目の平成20年度からは、「好きです！嵐山 だれもが言えるまちづ

くり」として、「ひとづくり・教育」、この項目で6項目、「役場の仕事」で3項目、「くらし・やさしさ」で4項目、「まちづくり・防災」で8項目、計 21 項目にわたる事業を提示させていただきました。事業内容については、一部を除きましてすべて実施をさせていただき、行わなかったもの、これについても代替事業を行っております。ただ、しかし、起債残高を 50 億円以下、これにするよということでありましたけれども、残念ながら国の方針により臨時財政対策債等が増加をされ、達成することができませんでした。

平成 22 年度には、議員各位のご協力のもとで新たに第5次総合振興計画を策定させていただきました。「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」、これを将来像といたしまして、地域経営をさらに前面に押し出した全員参加のまちづくりを目指すことといたしました。

申し上げましたとおり、私の政治信条はあの平成 16 年と何ら変わりはありません。嵐山町の発展と町民福祉の向上、さらに、清潔、公正、平等という初心を決して忘れることはありません。私の続投を望む声が強いということではありますが、本当であるならば大変うれしく、光栄なことでございます。

町長選に対する所信ということでございますが、今まで申し述べたとおり、初心を忘れることなく、今後の4年間、さらなる嵐山町の発展のため、次の5つの施策を進めるため、立候補の決意をさせていただきます。初めの1つですけれども、超長寿社会を見据えた健康で笑顔のまちづくりであります。次に、すべての町民の人格完成を目指した学力の向上を期す教育のまちづく

りであります。次に、嵐山町の資源を集約した、豊かで活力があり、かつ道徳性を有した産業のまちづくりであります。次に、嵐山町の豊かな自然を守り、自然に優しい生き方を目指す環境のまちづくりであります。そして次に、自分を大切に、他人に対してはさらに思いやりを深め、平和を愛する心をはぐくむ、心の通い合うまちづくり、以上の施策を重点的に今後のまちづくりにしっかりと取り組んでまいる決意でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 岩澤町長から、3期に向けて立候補する決意があるということで力強い表明がされました。5つにわたって施策を展開していくということでございまして、大変心強い限りでございます。

今、世界は大変なグローバル経済の中で、欧州の通貨危機を踏まえたことによる影響といいいましょくか、なおかつアメリカの経済も不安定、先般、バブル経済後の一番安い株価になってしまったというようなことで、今経済が大変な状況になってくると思っております。加えて、それは税収にも大変な影響があるのではなかろうかなという心配があるわけですが、いろいろな経験を経た岩澤町長が次の町長選に立候補して、この町の先頭に立つということでございまして、極めて厳しい自治体運営にはなろうかと思いますが、この厳しい中でこそ真価がまた出るのかなというふうにも思っております。私は、一議員として、町長のこの力強い、3期目の町政が遂行できる

ように、できる限りの協力はさせていただきたいというふうには思っておりますが。

ただ、1点だけお聞きしたいのは、これも若干出てはおりますが、特に3.11、去年の東日本大震災の後、頑張ろう日本ということでもございますが、きずなということが盛んに見直されたといいたいでしょうか、そういう社会をつくる必要があろうというふうに言われておりますし、ここを一つの起点として、経済だけではないのですよという人々の意識の改革というものも大事だといふふうに思っています。先ほど大野議員からの質問の中でも、町は地域支え合いということでいろいろ考えていますということでございますが、地域のきずなを強めるという町の意識の改革といいたいでしょうか、そうしたものに対してやはり町長が強い姿勢で臨んでいただく必要があるのではないかというふうに思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

きずなというお話がございました。大災害の後、いろんなところでいろんなケースで、いろんな方がいろんな思いできずなという言葉が出てまいります。それだけ、今一番必要なのは何だと聞かれると、きずなということなのかもしれません。

8年前にお世話になりまして、一番最初、事業として始めていただいたの

が、地域のコミュニティー事業というのをやらせていただきました。これは何を言わんや、このきずなづくりであります。地域の中で何ができるかということとを、今までは町で提言、提案をしたものに予算をつけて、それで、この事業をやってください、この事業をお願いしますということで来たわけですが、この事業は地域で企画立案をしていただく、そして自分たちのところでは何ができるか、何が必要なのか、どういうことをやりたいのかということでやっていただいたのが地域のコミュニティー事業でございました。

ちょっと横道にそれますが、そのお世話になったときに、一番最初あいさつに行った小川警察で大変ショックな話がございました。全国の町村の中で嵐山町の刑法犯の発生件数が一番高い、全町の中で、大きな市の中があっても.....

〔「県」と言う人あり〕

○岩澤 勝町長 8番だということを聞きました。それで、大変お世話になりますと、また次の月に行ったら7番になってしまって、やたら悪くなっていくというような状況でございました。何とかしなければということでいろんな手当を進めてまいったわけですがけれども、一番基本になったのがこの地域のコミュニティー事業でございました。そして、それらに付随をしていろんなことをやらせていただく、そして地域の人たちも、これではいけないということで一緒になって取り組んでいただいて、小川警察署の管内では署長さんから褒められるような状況に今なっております。

そういう中で、先ほどボランティア・フェスタの話がありました。係が用意した席に入り切れないほどの人が集まっていただきました。そして、講演が終わってから、各テーブルに分かれていろんな話をしていただきました。こういことができるのではないか、ああいことができるのではないかということで、本当に真剣にいろんな意見が出されました。そして、そういうものをぜひ仕事につなげてくださいという意見が本当にたくさん出ました。これが本当に嵐山町を思っていていただく、そしてみんなで嵐山町をどうにかしようという、いわゆるきずなの一つではなかったかなというふうに思っております。大変ありがたいなと思いました。そういう経過でまいりました。

そして、この後におきましては、先ほども話をさせていただきました、100年に1度の経済危機だとかいう話がございました。しかし、今、少子化、そして高齢化、この人口減少の時代、そして特に私が一番気にしているのが、生産年齢人口、要するに稼ぎ頭ががくと、人口の減る以上に減ってしまっているのです。ですから、いろんなことで経済が低迷から抜け出せないというようなことで、少し景気がよくなった、数値がよくなったというようなことを発表があるわけですがけれども、実際として、実感として出てこないというのは、その人たちが割合で少ないわけです。ですから、全体のフローの資金なんかも、昔の景気がよかった、人口がふえていくときなんか比べて、高齢者がある程度の貯蓄があり、そういうものがフローとして回らない、こちらの分だけ回る。しかし、その分だけだと全体に動かないから、景気のよさという実

感が出てこない、こういうことだと思うのです。

それで、今の人口の減少の時代、この時代というのは、日本の歴史の中でも、大きな病気がはやったり、あるいは戦争があったりということで、一時的に人口が少なくなったところがありますけれども、長期にわたって、そしてまだこれからも続くわけですが、こういう長期にわたって人口が減るといっては、2,000年を超える日本の歴史の中で初めて経験するわけなのです。こういう、大変、とんでもない、大変動のときに今来てしまっているわけです。

そして、しかもこれが日本だけで済まなくて、東南アジアには次々にこの現象が起きていくだろうというふうに今の状況では見られているわけです。そうすると、こういう状況を、今先頭を日本が走っているわけですが、この次に少子化、高齢化というものが、ここのところ、ここのところといったときに、東南アジアの経済状況、今の社会状況というのはどういうふうに変わっているのだろうかというようなこと、そしてそれも踏まえて、ヨーロッパのほうでは、あるいはアメリカのほうでは、景気がどうだとかこうだとか、フランスの大統領がかわったというと、ぱしゃんと株が上がったり下がったりするぐらいに、おっしゃるようにグローバル化です。

そういう中で、嵐山町はどうしたらいいのかということを、やっぱり立ち位置をしっかりと決めて、嵐山町のあるべき姿というものをしっかりと見据えて、それにはおっしゃるようにきずな、嵐山町は、嵐山町の町民が一体になってこの町をつくっていくのだ、守っていくのだということが必要だというふうに思っ



ております。そんな感じで、きずな、これからもしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○長島邦夫議長 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 大変心強いご判断、答弁でございまして、我が嵐山町が近隣の町村からうらやましく思われるようなまちづくりのために、これから我々も努力していかなければいけないということを改めて思い知らされたわけでもございます。ひとつ、3期目に向かってせいぜい奮闘されることをご期待を申し上げたいと思います。

続きまして、2番目の下水道行政についてでございます。これにつきましては、町設置型合併浄化槽事業の取り組みということで、長年、公共下水道以外の地域から要望が出ておった事業でございますが、町長の英断をもちまして、今年度からいみじくもスタートするわけでございます。しかも、この事業、県内初めてと言われるような事業で、PFI方式でやるということでございまして、大変な、時代に合った取り組みをされたのかなというふうに思っております。この町管理型合併浄化槽設置事業の推進が既にされておりました、各地域で説明会が実施されたわけでございます。この説明会の後の進捗状況、説明会の状況も踏まえてご答弁いただければよろしいかなというふうに思っております。

それから、(2)としては、住民説明会で新たな課題が出てきたのかどうか。直接住民に話してみると、いろんな想定しないようなことがあったかどうか

かりませんが、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

説明会につきましては、平成24年2月22日から3月28日の間、21地区を対象に16会場にて事業の説明会を実施させていただきました。各地区ともに活発な質疑やご意見を数多くいただきましたので、事業に反映できる部分は極力調整を行い、今年度事業をスタートさせていただきましたが、おかげさまで5月末現在での見積もり依頼件数が270件、正規に申し込みをいただいた件数が47件であります。また、現地の工事に関してですが、5月から開始をいたしました。既に延べ8件の着手をしているところであり、今後は順次着手件数も増加していくものと考えております。

次に、小項目2につきましてお答えいたします。新たな課題ということでございますが、各地区の説明会の席上、既設の合併処理浄化槽を移管する際、管理の開始を早くしてほしいというご意見を数多くいただきました。町としても、要望にこたえるべく内外部の調整をさせていただき、既設浄化槽の機能的な現地調査が終わり、問題のないものから順次維持管理を開始していくことに修正をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 地区説明会が16会場で行われて、反響があつて、既に見積もり依頼件数が270件、正規の申し込みが既に47件ということでございまして、5月末現在ですから、大変反応がいいかなというふうに思っております。

ただ、1点お聞きしたいのは、この説明会に行けなかったという人があつて、これのもう少し、あのときは忘れてしまったのだというような方があるわけなのですが、そういう方への再度の通知というか、あるいは改めて地域で要望があつてやったところがあるのか。私は、その直後、説明会、古里の関係があつたときに地域の総会があつたものですから、お話をしまして、PFIの社長さんが、いや、私も説明に行きますよということで来てくれました。そこらで、総会前の時間を使って説明を地域の者にしてもらったわけなのですが、そういう後の処理というものはどう考えているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

説明会以降の個々の説明という意味ですか。その辺のフォローにつきましては、今議員さんお話をいただきましたように、古里の地区でもやらせて

いただきました。その後、平沢の2区、それから古里の1区、広野の2区等でも、PFI事業者が個々に説明会を、区長さんなりのご希望によりまして、そこにこたえるべく実施をさせていただいております。なお、今現在も古里地区から説明会を希望したいのだがというご相談も受けておりますので、それにつきましても本日調整をいたしておるところでございます。随時、個人、数人の方でも、照会があればPFI事業者に指示をし、少数でも実施をしていくと、そういうふうにPFI事業者とも話をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 大変でしょうが、小まめな説明をしていただくのがよろしいかなというふうに思います。その辺はひとつ、地域の要望が今後ありましたら、引き続き対応していただければよろしいかというふうに思います。

ただ、この見積もり依頼件数が270件で、正規の申し込みがもう既に47件だということで、当初の計画よりも大変多くなってきているのではないかなというふうに思うのです。もちろん、この話を聞いてすれば、ぜひという方もだんだんふえてくると。これは、問題というか、私はちょっと心配しているのは県の補助です。だから、町だけの対応ではなくて、県も対応してもらわないとスムーズな動きができないのですが、この点についてはどんな状況なのでしょう。1点だけ、それがちょっと心配なので、お伺いしておきます。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

補助の手続の関係でございますが、以前にも事業を始める前に県にもお伺いをし、事業の進め方、それから補助金の流れ、予算のことにつきましても、調整というのですか、お願いもしてきたところでございます。いずれにしても、嵐山町が予定をしておりますのは、単独処理浄化槽から合併浄化槽への転換を、目標数を100基ということで県にもお話を申し上げております。そのようなPFI事業者との契約にもなっておりますが、それにつきましては、仮に100基を超えるような状況になるとするならば、事前に県のほうに照会をいただければ、県の全体の予算の枠の中で流動的に対応はしていただけると、そういうふうにご回答いただいておりますので、なるべく早めの予測を立てながら、そういうふうに要望を、お願いしていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 安心をしたところですが、やはり嵐山町の状況というものを逐次県にも上げていって、予算ですから、早めに県が対応してもらえるような状況づくりはしておいてほしいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

それから、この問題、1つ、地域の集会所の合併浄化槽への転換という

こともあるわけですが、これについてはどのような状況でしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

地域の集会所の合併処理浄化槽の関係でございますが、今現在、地区から申し出をいただいておりますのが4地区ございます。地区名を申し上げますと、吉田の2区、越畑の1区、それから千手堂の1区、將軍沢の4地区から今現在転換についての申し出を受けております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) ありがとうございます。

それでは、2項目めにいきたいと思いますが、既存の合併浄化槽が早目に対応できないかという新たな課題が出てきたということでございますが、これの前倒しというのは現地調査が終わり次第ということですが、この進捗といいましょうか、進め方はどんなふうな予定を組まれているのかお伺いしたいと思います。これについては、予定よりか多くなっているのかどうか。

私は、ときがわ町で聞いてはおったのですが、なかなか、既存の合併浄化槽を町に委託をするというのはほとんどないのではないですかというようなこともそのときは聞いておったのですが、嵐山町は何か説明会の中で逆に早くやってくれという声があるということなので、その辺の進め方といいま

しょうか、それとそれが全町的になっているのかどうかお伺いをしておきたい  
と思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

既存の合併処理浄化槽の移管の関係でございますが、これにつきましては、先ほどご答弁させていただきましたように、当初は 25 年度から維持管理をさせていただきたいと、そういうことで当初の説明会はさせていただきました。そうした中で、実際に既に合併処理浄化槽で使用になっている方から、維持管理をなるべく早くといいますか、その前に、先ほど答弁の中で申し上げましたように、機能調査をさせていただいて、機能的に問題のないものをお受けして管理をしていくということでございますので、その機能の確認をするのには浄化槽の清掃をしてでないと、中の機器類の点検、確認ができないということでございますので、その清掃の時期が各ご家庭によって当然違いますので、それが極端な話で申し上げますと、4月初めにその時期が来る人だと、1年間、その確認をしてオーケーですよとなったとしても、その間にまたふぐあいが出たりとかということになると、その人の責任でもう一度補修をして町が受けるのかと、そういう負担増になるのではないかと、そういうふうなご意見もいただきました。そういうようなこともありまして、できるものから、機能調査が終われば随時管理をしていくと、そういうふうな方

針に変えさせていただいております。それは全町的にということで、そのようにさせていただいております。

それと、移管をする希望者の件数でございますが、これにつきましては、先ほど 270 件ほどの見積もり依頼があるというご答弁をさせていただきましたが、その中には、その移管する部分、寄附の希望のある方も含まれておりまして、その中には 71 件ほど、これも5月末現在ですけれども、そういうご相談を、その中に入っております。それで、PFI事業者が実際に寄附をお願いしたいということで申し出を受けたものがそのうち 18 件ほどありますので、当初想定をしていた基数よりもかなり件数が多いというふうには思っております。現実には、近隣の市町村の状況を事業実施する前にお伺いしたときには、移管についてはほとんど照会がないというのが実態ですよというふうなお話でございましたが、嵐山町につきましてはそうでなくて、そういうふうな形で、なるべく早く、機能的に問題がないのであれば移管をしていきたいという方が相当数いらっしゃるというのが今現在の実情でございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) やはり、説明会の効果があったのかなというふうに思います。

そうしますと、確認ですが、その機能調査は、今個々が委託をして契約をしている業者が管理しているわけですが、くみ取りのときにその業者と町の



担当課も一緒に立ち会って、これは検査をするということになっているのだと思うのだけれども、その辺どうなのですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

機能調査につきましては、今回、PFI事業ということでございますので、PFI事業者が自分のところでチェックリストをつくりまして、それで機能調査をし、その調査状況、写真等もつけて、それで町のほうに正式な申し込みをしてくるということで、町の職員は直接そこに立ち会いというような行為は行っておりません。一般的に、直営の町設置型の事業ですと、当然、担当職員が行って現地調査をし、それで報告を上げてということになるのだと思うのですけれども、今回、嵐山町の場合にはPFI事業ということでございますので、なるべく事業者ができるものについてはお願いをし、町はその報告を受けて、それについて事務処理をしていくということでございます。

以上でございます。

○11 番(安藤欣男議員) わかりました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

---

### ◎散会の宣告

○長島邦夫議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。どうもご苦労さまでした。  
(午後 2時41分)